

札幌市議会第一部決算特別委員会記録（第8号）

令和7年（2025年）10月27日（月曜日）

●議題 付託案件の審査

●出席委員 33名

委員長	松原淳二	副委員長	藤田稔人
委員	勝木勇人	委員	高橋克朋
委員	こんどう和雄	委員	細川正人
委員	よこやま峰子	委員	こじまゆみ
委員	伴良隆	委員	和田勝也
委員	村松叶啓	委員	小須田大拓
委員	山田一郎	委員	小野正美
委員	ふじわら広昭	委員	村上ゆうこ
委員	中村たけし	委員	かんの太一
委員	うるしはら直子	委員	おんむら健太郎
委員	森基誉則	委員	竹内孝代
委員	丸山秀樹	委員	前川隆史
委員	森山由美子	委員	熊谷誠一
委員	小形香織	委員	太田秀子
委員	長屋いずみ	委員	荒井勇雄
委員	山口かずさ	委員	成田祐樹
委員	丸岡守幸		

開議 午後1時

●松原淳二委員長 ただいまから、第一部決算特別委員会を開会いたします。

報告事項であります。松井委員からは和田委員と、福田委員からは竹内委員と、坂元委員からは荒井委員と交代する旨、それぞれ届出がありました。

それでは、議事に入ります。

第8款 教育費 第1項 教育委員会費から第9項 学校整備費まで及び第11款 職員費 第1項 職員費中関係分について、一括して質疑を行います。

●熊谷誠一委員 私からは、1人1台端末を利用した心の健康観察アプリについて、メタバースを活用した不登校支援について、そして、安全・

安心な教育環境について、順次、質問させていただきます。

初めに、1人1台端末を活用した心の健康観察アプリについてお伺いいたします。

これまで、機会を捉えて質疑を繰り返す中、令和6年3月の予算特別委員会にて、我が会派の質問に対し、新年度から全ての学校に導入するアプリを選定し、早期の運用を図るとのご答弁があったところでございます。

本取組に関して引き続き注視してきたところでございますけども、この1人1台端末を活用した心の健康観察アプリについては、健康観察のみならず、教育相談を申し込める機能も併せ持っており、子どもの見守りや相談支援体制の充実につながるものとして、その重要性から令和6年第3回定例議会の決算特別委員会において、我が会派が

ら、その効果等についても質問をしたところでございます。

教育委員会からは、当時、全ての市立学校において、アプリの利用を開始してからまだ2か月であるが、子どもからは見守られている安心感があるという声が上がっているなど、一定の成果があるとの答弁があり、順調なスタートに安心したところでございます。

今年の1月には、モデル校として先行して運用を開始した小学校を会派で視察もさせていただきましたけれども、子どもたちが慣れた手つきで入力しており、取組状況も確認させていただいたところでございます。

今回、アプリを使い始めてちょうど1年がたちましたので、その後、実際はどのような状況であったのか。また、現在の成果や課題等についてはどのような認識をしているのか、具体的な取組内容について伺いたいと思います。

そこで、最初の質問ですけれども、今年度の各学校における心の健康観察アプリの取組状況についてお伺いいたします。

●喜多山児童生徒担当部長 心の健康観察アプリの取組状況についてでございますが、1人1台端末を利用した心の健康観察アプリについては、令和6年度は5月から、各学校において、事前の研修や試験的な導入を経まして、令和6年9月から全ての市立学校において本格的な取組を開始したところでございます。

令和7年度についても引き続き同じアプリを利用することとし、現在、全ての児童生徒が心と体の健康状態をそれぞれ日々入力しているところでございます。

日々の入力時に悩みや不安があるときには、相談したい教職員のボタンを押して相談を申し込めるようになってきているなど、各校において、アプリを積極的に活用した教育相談に取り組んでいるところでございます。

●熊谷誠一委員 各学校において環境が整えられ、年度初めから児童生徒の悩みや困りを早い段

階で把握しようとする、そういった体制づくりが進んでいることは理解させていただきました。

その各学校で整えた環境、体制づくりが、確実に子どものSOSを拾い上げ、実際に児童生徒の困りや悩みが解消されているのが重要でございます。

そこで、次の質問でございますけれども、心の健康観察アプリの効果についてどのように認識されているのか、お伺いいたします。

●喜多山児童生徒担当部長 心の健康観察アプリの効果についてでございますが、児童生徒にとっては、毎日の心と体の状態の変化が折れ線グラフになって表れることから、自分の健康について客観視できるよさを感じているところがございます。

また、悩みや不安の相談先については、担任や学年教師のみならず、スクールカウンセラー、養護教諭など、多様な相談先を各校で設定しており、児童生徒が困りや悩みに合った相談先を選択できるようになってきているところです。

教職員にとっては、不調の入力が続いている児童生徒が管理用画面に表示されることで、表面的には現れづらい心の状態を可視化することができ、悩みや不安の早期発見につながっているとのことです。

アプリを活用することで、児童生徒の心の不調に早期に気づき、児童生徒へのきめ細かな配慮や速やかな教育相談につなげることができ、不安や悩みの解消や、いじめの未然防止にもつながっているところがございます。

●熊谷誠一委員 アプリの使用で子どもや教員にも一定の成果が現れつつあるということについて理解いたしました。

一方で、私のところには、児童生徒の登校が少し遅れたときなど、心と体の健康状況を入力することができなかった日があったという声も聞こえてきているところがございます。

子どもが日々、心と体の状態を振り返ることの重要性を考えると、長期休業中なども使用できる

ようになるとよいのではないかと考えるところ  
でございます。

そこで、質問ですけども、今後どのようなア  
プリの活用を目指していくのか、お伺いいたしま  
す。

●喜多山児童生徒担当部長 今後の心の健康観  
察アプリの活用についてでございますが、長期休  
業中におきましてもアプリを継続して使用するこ  
とや、不登校傾向のある児童生徒が家庭等で使用  
することについては、自身の健康について自覚し  
たり、学校とつながったりする上で効果があるも  
のと認識しております。

しかしながら、家庭での利用については、各家  
庭の通信環境が異なることなどから、全ての児童  
生徒が一斉に取り組むことには課題があるものと  
考えております。

現在、悩みやいじめに関するアンケート調査も  
本アプリを活用して実施しておりまして、早期の  
集計に生かすとともに、各学校の実態に応じて、  
実施時期や回数を工夫できるようにしているところ  
でございます。

今後も、より一層アプリを効果的に活用しなが  
ら、悩みやいじめを早期に発見し、組織的な対応  
につなげることで、児童生徒が安心して学校生活  
を送ることができるよう努めてまいります。

●熊谷誠一委員 ありがとうございます。長期休  
業中など、そういった児童生徒が家庭で使える、  
そういった取組もぜひ進めていただきたいと思  
いますので、よろしくお伺いいたします。

先ほど、質疑内で触れましたけども、学校や教  
員によってアプリへの入力に温度差があるよう  
に、私自身、感じております。私の聞いた限りで  
ございますけども、教師が毎日、生徒全員が入力  
していることを確認し、今日は時間どおりに皆さ  
ん入力できましたなどと言って生徒たちに入力状  
況を共有するなど、しっかりと取組を進めている  
ところもございました。

一方では、今年に入って6回しか入力していな  
い教室もあるとのこと、詳しく聞いてみると、

8時15分に玄関が開きまして、その後10分以内  
に準備をして、トイレに行って、手を洗って、そし  
て日々の取組である宿題の丸つけをして等々する  
と、8時25分になってしまいますと。それからす  
ぐに朝活、学活が始まるそうでございまして、入  
力の時間が取れない。教師も入力の時間を取らな  
いとのことでしたと。保護者が気になって、子ど  
もが最近入力していないみたいですよと教員に尋ね  
たところ、何かあったら教員に言ってきてくれる  
のでうちは大丈夫ですよと、そういった趣旨の返答  
があったとのことでした。

これは、ごくまれなことかもしれませんが  
も、生徒からの相談を教員が1人で抱え込んでし  
まい対応が遅れた事案などが教訓になっているの  
か、危惧するところでございます。

健康観察アプリの導入の意義を、しっかり折に  
触れて関係者にご確認いただくことをここで求め  
ておきます。

この心の健康観察アプリについては、タブレッ  
ト端末などの利用に慣れた今の子どもたちにとて  
も適しており、全国的にも同じようなアプリを使用  
する自治体が増えてきていると聞いております。

本市においても、アプリを利用することで、も  
ちろん安心するのではなく、子どもを救うことにな  
っているのか、引き続きアプリの効果的な利用につ  
いて検証していただくことを要望して、この質  
問を終わらせていただきます。

次に、メタバースを活用した不登校支援につ  
いてお伺いいたします。

本年の予算特別委員会において、メタバースを  
活用した学習支援の現状と充実について伺ったと  
ころ、民間事業者との連携により、子どもが学び  
たい内容を学年問わずに学ぶことができる授業形  
式の学習支援も試験的に取り入れ、学習について  
の困りや疑問を解決できるようにする旨の答弁が  
あったところでございます。

そこで、質問ですけども、メタバースを活用し  
た今年度の学習支援についてお伺いいたします。

●喜多山児童生徒担当部長 教育支援センターにおきますメタバースを活用した今年度の学習支援についてでございますけれども、今年度、メタバースを活用した学習支援を利用している児童生徒は、現時点で昨年度同時期の約3倍の90名に達しておりまして、1日当たりの利用者も昨年度から倍増の20名程度となっているところでございます。

メタバースで支援を受けている児童生徒の中には、欠席の長期化により学習が積み上がっておらず、学習への意欲が低下していたり、教科によっては学び直しが必要だったりする児童生徒も見られる状況がございます。

そのため、子どもの学習に対する興味や関心を引き出すことを狙いとして、英会話を活用した交流活動や、ゲストティーチャーによるオンラインでの理科実験教室などを実施し、学年を問わずに気軽に参加できる取組を行ってきたところでございます。また、今年度から民間事業者と連携しまして、中学生を対象として、小学校算数の学び直しも含めた内容で、授業形式でのオンライン学習支援を試験的に実施しております。受講している生徒の中には、基礎的な学習に立ち返り理解を深めたことで、学校からの学習課題や1人1台端末の学習アプリ等にも進んで取り組み始めるなど、学習に対する意欲を高める様子も見られているところでございます。

●熊谷誠一委員 ありがとうございます。私自身も3か月ほど入院した経験があり、そこから皆さんに追いつくには非常に大変な思いをした経験もございますので、そういった学び直しができるということは、大変すばらしい取組として評価させていただきたいと思っております。

また、理科実験教室等の実施とともに民間事業者を活用するなどして、子どもが学び直しを含めて取り組むことができていると、そういったことに対しても評価させていただきたいと思っております。

メタバースにおいては、これまで教育支援センター等の施設での支援につながる事ができな

かった児童生徒を主な対象としており、自宅から参加できる学習支援については親和性が高いものと捉えております。

しかしながら、メタバースでの取組は個別の学習支援に限られており、不登校状況の改善にはつながらないのではないかと声を耳にするところでもございます。

私自身は、メタバースでの支援はそのような狭いものではなく、支援の在り方を工夫することで、長期間にわたって学校に登校することができずにつらい思いをしている子どもたちの状況の改善につながるものではないかと考えているところでございます。

そこで、質問ですけれども、メタバースでの支援による発展的な効果について伺いたいします。

●喜多山児童生徒担当部長 メタバースでの支援による発展的な効果についてでございますが、昨年度、交通資料館、青少年科学館、円山動物園等の協力を得まして、メタバースを活用したオンライン現地学習を実施したところ、後日、家族で実際に施設を訪問するなど、学ぶ意欲を高める児童も把握しているところでございます。

今年度は、円山動物園の協力によりまして、オンラインで事前学習をした後、実際に動物園を訪問するリアル現地学習を実施いたしました。

当初、対面でのコミュニケーションが伴うことなど、不安を口にする様子もありましたけれども、日頃から支援に携わっている支援員が同行することで、児童生徒の参加につながりまして、また実施してほしいとの声を聞いているところでございます。

これらの取組は、不登校の児童生徒が他者とのコミュニケーションについて自信を深めるとともに、実社会への関心を高めるなど、個々の学習の積み上げ以外の副次的な効果にもなっていると捉えているところでございます。

●熊谷誠一委員 ありがとうございます。メタバースによる支援を活用した子どもたちが、オンラインでの現地学習で、また、さらには円山動物

園を実際に訪問して現地での体験的な学習をすることができたことにより、他者とのコミュニケーションへの自信を深めるとともに、子どもが実社会への関心を高めるなど、発展的な効果が現れてきていることについて理解いたしました。

オンラインからリアルにつながるということで、非常に大切な取組を推進していただいているということで、ここに関しても評価させていただきたいと思います。

要望でございますけれども、メタバースでの支援を受けている子どもの中には、不登校の期間が長くなっていたり、場合によっては自宅から出ること難しくなっていたりする子どももいるとのことでございます。

今回、メタバースを活用した支援がきっかけとなり、オンラインでの現地学習や、さらには実際に施設を訪問する現地学習に参加できたことは、このような難しい状況に置かれた子どもたちにとって非常に大きな一歩でございます。

文部科学省の示す不登校児童生徒の支援は、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指す必要がある、その支援の基本的な考え方にもつながる取組であると感じているところでございます。

メタバースを活用した不登校児童生徒への支援については、今後、一層大きな役割を果たすことにもなるものと思ひ、ここ数年、質疑を重ねてまいりましたけれども、実際にこのような大きな効果が出ていることを大変うれしく感じているところもでございます。

メタバースの取組については、これまでの試行実施を通してノウハウを蓄えてきたことと思ひますけれども、今後、不登校児童生徒のニーズに一層応えていくためには、アカウント数を増加するとともに、支援できる児童生徒の増加に対応すべく、柔軟に支援できる支援員の増員が必要不可欠であると思ひます。

そのような支援体制の拡充を図った上で、不登

校児童生徒が、学校と同様に毎日利用することができるよう、週5日支援できる本格実施とするよう強く要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

最後に、安全・安心な教育環境についてお伺いいたします。

初めに、他の政令市におけるカメラの設置状況と本市の現状についてお伺いいたします。

これまで、我が会派では、前川議員、森山議員とともに、私自身も熊本市を訪れ、校内へのカメラの設置議論の現状を伺い意見交換させていただいたり、東京都で最新カメラの販売、設置を手がけている民間企業を訪れ最新技術の視察をするなど、調査を重ねてきたところでございます。

さきの第2回定例市議会の代表質問において、我が会派から、児童生徒、教職員の安全・安心や、健やかな育みを推進するため、校舎内へのカメラ設置の議論を開始すべきとの質問に対し、教育長からは、国や他の自治体の動向や児童生徒、保護者、教職員の意見も踏まえながら、学校の安全・安心な教育環境を整備してまいりたいとの答弁があったところでございます。

その後、札幌市外の学校では、教師による盗撮という教育現場への信頼を著しく損なう事件が発生、10名ほどの盗撮グループのうち、これまで6名は逮捕されたと伺っておりますけれども、残りの教員は今日もどこかで教鞭を執っている可能性もあることから、多くの保護者や子どもたちが不安に感じながら過ごしているとお声を多くいただいているところでもございます。

また、答弁の根拠の一つとされていた他都市の動向を見ても、一部の市では校舎内へのカメラ設置を決定するなど、議論が本格化しております。

そこで、質問ですけれども、他の政令市におけるカメラの設置状況と本市の現状についてお伺いいたします。

●木戸学校支援担当部長 他政令市におけるカメラの設置状況と本市の現状についてのご質問でございます。

本年6月に学校敷地内へのカメラの設置状況を他の政令市に調査したところ、校門や玄関などにカメラを設置しているものの、教室などには設置されていないことを確認したところでございます。

本市におきましては、今年7月に行った調査で、市立学校310校のうち、67校の玄関等にカメラを設置しており、他の政令市と同様に、教室などには設置していないことが確認できたところでございます。

●熊谷誠一委員 他の政令市におけるカメラの設置状況と本市の状況については理解いたしました。

しかしながら、今年5月に、東京・立川市の小学校に男たちが侵入し暴れた事件などが起きていることから、防犯対策の必要性が急激に高まってきていると感じるところでもございます。

また、今年6月に、他の自治体において教員による盗撮事件が起きたため、カメラ設置に対する保護者の受け止め方も変わってきていると感じるところでもございます。

そこで、質問ですけども、具体的にどのような目的で設置されており、各学校からは校舎内外へのカメラ設置の必要性についてどのような意見が挙がっているのか、お伺いいたします。

●木戸学校支援担当部長 本市におけるカメラの設置目的と各学校からの意見についてでございます。

本市におけるカメラの設置目的は、主に不審者の侵入を抑止し、児童生徒や教職員の安全を確保することを目的としております。

各学校からは、玄関などへのカメラの設置については必要性を認めているものの、教室などへの設置については慎重な意見が多く寄せられたところでございます。

●熊谷誠一委員 ありがとうございます。札幌市の市立学校におけるカメラの設置目的や、学校からの要望、意見などについては理解いたしましたが、子どもたちの安全・安心な環境を整備

するという点においては、十分な設置状況とは言えないと考えます。

カメラの設置については、継続的に取り組み、安全・安心な環境を維持するべきと申し上げておきたいと思えます。

特に、教室内の見守りを目的としたカメラの設置については、よく言われるプライバシーや子どもたちの心情への配慮から、丁寧な議論が必要であるのは言うまでもございませんけども、こうした盗撮事件以来、私の下には校内へのカメラの設置に前向きなご意見が多数寄せられています。そうしたお声を教育委員会はどのように捉えているのか。

第2回定例市議会代表質問での答弁にあったように、児童生徒、保護者の意見を確認するべきだと申し上げておきます。

それと並行して、喫緊の対策としてできることをやっていく姿勢も必要でございます。

先般、北海道教育委員会が、学校での盗撮被害を未然に防ぐため、カメラ探知機を導入するとの報道もございました。

子どもたちの安全・安心を脅かす喫緊の課題への対策は、迅速に取るべきだと考えます。

そこで、質問ですけども、盗撮カメラを使った犯罪を未然に防止する取組をどのように進めていくのか、お伺いいたします。

●木戸学校支援担当部長 盗撮カメラを使った犯罪を未然に防止する取組についてでございます。

学校内における盗撮行為は、子どもたちの心身を深く傷つけ、学校の安全・安心を根底から揺るがす許されない行為であると認識しております。

こうした行為の根絶に向けましては、教員一人一人の人間尊重の意識を向上させる取組が不可欠であるため、研修等の充実を図ってまいりたいと考えております。

加えて、盗撮カメラ探知機を早期に導入するなど、学校の安全・安心な教育環境を整備してまいりたいと考えております。

●熊谷誠一委員 ありがとうございます。3点、要望を述べさせていただきたいと思います。

1点目は、このたびの盗撮事件を受けたカメラの設置に関しての私自身の肌感覚として、雰囲気、またフェーズは確実に変わったものと感じているところがございます。

先ほど、学校からの声は伺っているとの声でございましたけれども、プライバシーの心配をされている、当事者である児童生徒の声、学校に送り出す保護者の声、意見をしっかり聞いて調査をしていただくよう求めておきます。

2点目は、これまで盗撮用のカメラが設置されていないか緊急点検を行ってきたことは承知しております。先ほど答弁でもございましたけれども、この盗撮カメラの探知機、これは早急に導入していただいて、各学校で取組を進めていただけるよう、こちらも要望させていただきたいと思います。

3点目、教育現場での撮影に対する雰囲気が、今回の盗撮事件により少なからず変わったものと思います。

例えば運動会、学習発表会、参観日にも、保護者が子どもにカメラを向けることができなくなるのでは。よしとしても、カメラを向けにくいとの心配のお声もいただいております。

こうした心配に丁寧に対応していただけるよう、よろしく願い申し上げます。

最後に、子どもたちの安全・安心な教育環境を守るため、全力で取組を進めていただくことを心からお願い申し上げ、全ての質問を終わらせていただきます。

●小形香織委員 私は、不登校児童生徒の状況と、その対応について質問したいと思います。

文部科学省が毎年実施している児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査、これの令和5年度によりますと、全国の不登校児童は11年連続で増加している。特に新型コロナウイルス蔓延後の2020年以降の伸びが大きくなっており、小学校で13万370人、中学校で21万

6,112人、合わせて34万6,482人という結果が出されております。

このデータにおける札幌市内の不登校児童生徒は、2022年度は小学生1,489人、中学生3,347人で、2023年度は小学生1,801人、中学生3,914人と増加傾向で、2019年度からの5年間で2倍程度となっております。

さきの文科省の調査結果を見ますと、不登校の児童生徒のうち、教育支援センターや病院、児童相談所など、学校外の機関で専門的な相談や指導を受けた児童生徒の割合は33.9%、また、学校内で養護教諭やスクールカウンセラー等からの専門的な指導を受けた児童生徒の割合は43.8%で、多くの不登校児童生徒が何らかの指導や支援を受けていることが明らかになっております。

不登校と一言で言いますが、学校には行けるけれども教室に入れない子、それから、学校には行けないけれどもスポーツ少年団や習い事には参加できる子など、状態も様々で、背景には、いじめや友人関係、学業の不振、家庭での親子関係などが絡み合っており、それを大人に十分に伝えられないことが不登校となって現れていることから、一人一人に向き合ったきめ細かい対応が求められていると考えております。

本市では、これまで別室だとか心の教室などと呼ばれてきた校内の教育支援センターを全ての小中学校の中に設置し、学校には行けるけれども教室に入れない、不登校ぎみなど、心配のある子どもたちをできるだけ早い段階から支援する取組をしてまいります。

そして同時に、学校外では、教育支援センターを、不登校の子どもたちを支援する場所として設置してきたところだと承知しております。

先ほども、不登校の児童生徒への学習支援に関しての質疑がございましたけれども、教育委員会が学校外に設置している教育支援センターの設置状況、あるいは支援の内容について、まず伺いたいと思います。

●喜多山児童生徒担当部長 学校外におけます

教育支援センターの設置状況と支援内容についてのご質問でございました。

教育支援センターは市内6区に設置をいたしますとともに、施設のない4区には、アウトリーチ型の支援でありますサテライトを設置しております。

さらに、メタバースを活用したオンラインコースも試験的に開設しているところでございます。昨年度は、サテライトやオンラインコースも含めまして、約400名の児童生徒が教育支援センターを利用しており、自学自習を中心とした学習支援とともに、コミュニケーション活動として、軽い運動やカードゲーム等も行っているところでございます。

●小形香織委員 学校に行けない子どもが学校ではないところでということで、現在市内で設置されている状況などを答弁いただきましたけれども、やはりそういうところで、運動だとかゲームだとか、そうしたことも含めて、大人と一緒に接する中で、自分に関わってくれる人、自分に興味を持ってくれる人がいるというのは、やはり不登校になる子どもたちには非常に大事だと思うんですね。不安や悩みがあって、それを話したいんだけど、それを話すということは、その周りの大人に話しても大丈夫なんだという、その信頼できる関係になるかというところが子どもにとっては非常にデリケートな部分で、それを、その学習だけでなく運動なども含めて自分を表現していく。その表現したことによって、それを見た大人の人たちが声をかけてくれる。こういうやり取りの中で少しずつ、信頼していい大人がいるんだな、そしてそのことから自立していこうかなという方向に向いていく、こういう大事なプロセスをつくる場所だろうというふうに思っております。

さきの文科省の調査では、不登校児童生徒について把握した事実として、学校生活に対してやる気が出ないなどの相談があったというのが32.2%と最も多く、続いて、不安あるいは抑うつ相談があったというのが23.1%、そして、生活リズム

の不調に関する相談があった、これが23.0%などとなっております。

これらは、学習とはまた別に、子ども本人の健康の状態、あるいは、その健康であるための日常の生活リズムの確立などとも関わり、そういう点では、家庭の状況をよくつかむ、そのために保護者との連携をすること、あるいは、その子どもが抱える不安や悩みを学校以外の様子から把握する、こういうこともまた大事だと考えております。

それから、この調査の中では、学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られたということも把握されており、教育支援センターでの取組について、学校の教職員との情報共有を図ることや、あるいは、不登校児童の出席や、それを学校評価につなげていける、こういうことも適切な支援を進める上では非常に重要だと考えております。

そこで、教育支援センターと保護者、あるいは学校との連携、これらがどのような状況になっているのか、伺いたいと思います。

●喜多山児童生徒担当部長 教育支援センターと保護者や学校との連携についてのご質問でございました。

保護者との連携につきましては、児童生徒、保護者、支援センターの支援員の三者面談により、これまでの困りや不登校の経緯等とともに、本人の思いや願いを確認し三者で共有しているところでございます。

児童生徒の困りや悩み、思い等については、時間の経過とともに変化していくことがあるため、保護者との面談を年2回程度行い、児童生徒の心的な変容と成長等について共有しているところでございます。

学校との連携につきましては、教育支援センターから毎月の通所状況を報告するとともに、学校の担任と面談をするなどして、児童生徒の様子を共有しております。

学校におきましては、教育支援センターとの連携を踏まえまして、出席としての取扱いをすると

ともに、一人一人の学習状況を把握し、適切な支援を通して適切な評価につなげるよう努めているところでございます。

●小形香織委員 学校に行けないというときに、本当に、そうはいつでも自分が行かなきゃいけないという気持ちは当然あるわけで、そのときに出席の取扱いをどうするかということも含めて、こういう学習をしている、こういう人との関わり合いが深まったということ、その子と、そして当該の在籍する学校、あるいは保護者と面談を繰り返すというのは非常に大事なことだと思いますので、学校外である教育支援センターというのは非常に役割として大事なところだというふうに、改めて答弁をお聞きして感じているところで

す。最初の質問をしたときに、利用者は今、大体400名程度が教育支援センターを利用しているということでありました。先ほどの文科省の調査を単純に当てはめると、文科省の全国の調査でいきますと、学校外での教育支援センターなどでの支援を受けた、相談を受けたという児童生徒は33.9%という全国結果が出ているわけですね。

それで、本市の不登校児童生徒というのは5,715人ですから、そのうちのまだ33.9%、その平均に及ぶかどうかということが問題なのではないと思いますけれども、しかし、まだまだ、利用する、したいニーズを掘り起こしていくということは必要なのではないかとこのように考えております。

また、我が子が何となく覇気がなかったり、学校を行き渋るような姿を見て、いらいらしたり不安になるなど、対応に悩む親も、学校に相談するというのを非常にためらうというケースもありますし、相談した結果、こうした教育支援センター、学校外にもあるんだということを知らないという場合も、まだ多くあるのではないかと考えております。

本市では、昨年度から10年間の第2期教育振興基本計画と、その具体化である前期アクションプ

ランがスタートしております。そこには、誰もが安心して学びに向かうことができる支援の充実が掲げられており、教育支援センターの充実についても位置づけられております。教育支援センターを活用することで、学校との連携が図られ、進路選択の幅も広がっていくということになれば、非常に大きな支えとなると思いますので、より多くの不登校児童に利用してもらえるようにすることも大事だと考えます。

そこで、この教育支援センターの利用促進についてどのように取り組まれるのか、伺いたいと思います。

●喜多山児童生徒担当部長 教育支援センターの利用促進についてのご質問でございます。

今年度、各小中学校の学校だよりやホームページ等におきまして、教育支援センターの紹介を含む本市の不登校施策についてのリーフレットを掲載しまして、在籍している全家庭を対象に、教育支援センターについて周知をしたところでございます。

また、この11月には、交通機関等による利用者の利便性向上に向けまして、教育支援センター伏見を旧中央区民センターの建物に移転することとしておりまして、今後とも、より多くの児童生徒が支援を受けられるように取り組んでまいります。

●小形香織委員 まだいろいろと工夫をされて周知も図っておられるということでありました。

本当に、不登校になった子どもたちのいろんな心境を考えますと、やっぱり言いたくても言えない、だから学校に行かないということが一つのSOSのサインなんだろうという、ここをしっかりと受け止める必要があると思います。

6か所のセンターと4か所のサテライトというんですかね、そういうもので今、取り組まれておられますが、それが十分なのかどうか。さらなる利用をどうやって図るかということなど、改めて、それ以外の場所についても検討していただければと思います。

文科省の調査では、小学生の不登校児童で46.1%が、中学生では58%が、前年度から不登校状態が継続しているという結果でありますので、やはり、不登校ぎみの児童生徒の変化をきめ細かくつかみながら相談や支援をぜひ続けていただけますよう求めまして、私の質問を終わりたいと思います。

●荒井勇雄委員　私からは、来年の法改正を踏まえ、共同親権の教育委員会の対応についてお伺いをさせていただきます。

質問に当たる前に、ちょっと2点、本件に関わる事例がありましたので、述べさせていただきますから質問をさせていただきたいと思います。

昨年5月に、実子誘拐問題について被害に遭われた方々の、渋谷でオレンジパレードというものがありません。

そこで私、被害に遭われた方々の、日本の方々及び海外の当事者の方々を踏まえまして、街頭で演説をさせていただいたんですけれども、その演説を見た被害に遭われた方々から、先週一緒にずっとこの活動を通して普及啓発活動をしていたんですけれども、その方の娘さん2人と長男の方が連れ去られまして、学校側で、学校行事にぜひ参加させてくださいということを再三、広島市の教育委員会に訴えていたんですけれども、広島市としましては、お父さんをずっと排除し過ぎまして、その結果、娘さんがちょっとご病気で亡くなられたという事案がありました。死後2か月近くたってから、相手の弁護士から伝えられたそうで、大変悲しんでおりまして、私も大変重く捉えた件であります。

また、昨日、またこれは別なところ、群馬県の高崎市教育委員会の事例なんですけれども、オーストラリアの男性が、同じくオーストラリアから子どもが連れ去られて、高崎市で子どもさんが学校行事に参加されているということが分かりました。ぜひ参加させてくださいということで、学校及び教育委員会にも申立てをしたんですけれども、教育委員会としましては、群馬県では迷惑防止条

例というものがあります。その結果、あなたは迷惑なので学校から出ていってくださいということですね。それはおかしいだろうということで、再三やり取りをしたんですけども、昨日、逮捕されたということでございます。

迷惑防止条例ということで、実の親を排除するというので、本当にこれは適切にかなっているのかというのが大変考えさせる件なんですけれども、また、同じ高崎市教育委員会で、別の親御さんの件で、連れ去られた、今度は実の親ではなく、祖父と祖母も孫の学校行事に参加したい、卒業式が見たい、運動会が見たいんですけど、ぜひ参加させてくださいと。またこれは、高崎市教育委員会は迷惑防止条例で、このおじいちゃん、おばあちゃんも学校行事から排除された。今度来たら、迷惑防止条例違反で、警察を呼んであなた方を逮捕します。そこまで言ったそうです。こちらに関しまして、諸外国から叩かれているように、完全な、これはまず外国人差別を行う典型的な例だと思います。憲法14条に照らし合わせまして、法の下での平等、24条の両性の本質的平等、また、令和5年度（ネ）3026号で、東京高裁で判決が出ましたが、憲法13条に係る、こちらの人格権からなる自然的親子権を侵害する憲法違反であり、札幌市であれば共生条例違反に該当する最たるものだと思います。

このような観点から、子どもの権利、人権侵害及び人種差別を行う教育委員会は学校教育に携わるべきではないと考えますし、実子誘拐問題は、度々申し上げておりますが、拉致問題と同等に扱われており、国会でも問題であると再三指摘をされているにもかかわらず、このような非人道的行い、人の命を結果的にあやめてしまった両教育機関に遺憾の意を表明させていただきたいと思いません。

また、札幌市も、前回も述べさせていただきましたが、GX金融構想を標榜し、インターナショナルスクールの開校も取り組んでおります。ぜひ、こういった事案がないように、札幌市教育委

員会としては同様の事案がないように配慮すべき事案であると、改めまして、改善していただきたい、このような事案がないように、前につなげていただきたいと思ひまして、質問に移らせていただきます。

今申し上げた結果、学校行事に関する見解について質問させていただきます。

来年5月までの改正民法の施行を踏まえ法務省から発表されたQ&Aの日常行為と学習指導要領、こちらに記載されている学校行事の定義に關しまして確認をさせていただきたいと思ひます。

運動会、卒業式などの学校行事は、今回法務省から発表されたQ&Aの説明として日常行為であるとの記載があります。また、学習指導要領の119ページ、特別活動編については、こちら、学校行事については非日常的だというふうな表現があります。こちらの二つの差異について、当事者から疑問の声が上がっております。

そこで、お伺いいたします。

本件に關しまして、法務省から発表されたQ&Aと日常行為の学習指導要領の学校行事の定義に關しまして、札幌市としての見解をお伺いいたします。

●佐藤学校教育部長 学校行事に関する見解についてお答えいたします。

新しい民法に關して、法務省のQ&Aでは、監護及び教育に關する日常の行為に該当するものの例として学校行事を示しております、教育委員会としても同様の認識でございます。

なお、文部科学省が発行しております学習指導要領の解説には、体験的な活動は、ともすると単調になりがちな学校生活に非日常的な秩序と変化を与えることと示されておりますとおり、学校行事における体験的な活動が子どもの学習等にリズムと変化を与える非日常的な性質を有することとを解説したものであるというふうにご理解しております。

●荒井勇雄委員 ご答弁ありがとうございます。しかしながら、今のちょっとご答弁を聞いて

いても、なかなかよく分からないというか、これ、本当に施行後、学校側は対応できるのかなというのは甚だ疑問が湧く限りだなというのが率直な感想ですね。

これで実際に今、法改正前に、各教育機関、全国でも180度違う例が、先ほど広島市の教育委員会や高崎市の例、悪い例を挙げましたら、例えば網走市や岐阜県のとある市では、やはりこれは憲法違反だし、人権尊重の義務の観点から別居親は排除すべきではないということで、そのような周知を学校に徹底しますといった例がありまして、これ、札幌市教育委員会としては国の問題なのでなかなか厳しいとは思いますが、やっぱり分かりやすい周知啓発が必要なんだろうなというふうにご考えております。

そこでなんですけれども、別居親に対する配慮について、次にお伺いしたいと思います。

そこで、私の3月18日の予算特別委員会で、教育委員会の質疑を基に、5月15日の参議院法務委員会で嘉田由紀子委員が私の原稿を使ってそのまま国会で質疑をしていただきました。

学校側は、別居親の非親権者を差別することは国家賠償請求となるリスクに当たるんじゃないかというような、このような質疑をしていただいたところ、文科省の日向学習審議官からのご答弁としまして、当然に学校現場において訴訟リスクを抱えることは避けるべきであり、当事者等から適切な情報を学校に提供していただいた上で対応することが大切であるというようなご答弁がありました。

つまり、別居親が差別を受けたと感じない対応こそが、訴訟リスクを軽減できるものと捉えます。

その根拠となるのは、学校側からの情報提供について、同居親及び別居親に対して情報の非対称性を少なくしていく必要があると考えます。

また、先般の10月23日に私が行いました子ども未来局からの回答としまして、改正民法の趣旨を踏まえて、夫婦間の協力尊重義務について、保育

園側及び同居親にも周知していくもののご答弁がありました。

しかしながら、こういった文科省の方針がありながらも、札幌市内の現状では、別居親当事者より、いまだに学校側から、同居親の合意があればといった形で同居親との格差を学校側が設けているのを、複数の当事者から訴えと怒りの声が上がっているのが事実であります。

そこで、お伺いいたします。

別居親に対する配慮につきまして、文科省の答弁を踏まえての教育委員会としての対応を伺います。

●佐藤学校教育部長 別居親に対する配慮についてお答えいたします。

教育委員会といたしましては、同居親であれ別居親であれ、情報提供する際には父母の申告等に基づいて適切に判断する必要があるため、当事者間の協議や協議結果などの情報を学校に提供していただいた上で、適切な配慮などの対応をしていくことが必要であると考えております。

●荒井勇雄委員 ただいまのご答弁で大変重要な点がありまして、父母の申告に基づいて適切に判断する必要があると、ここ、父母なんです。こちらは、今回の改正民法の817条の12の2項、こちらの協力尊重義務という、こちらを重きに置いている回答だと思われまして、こちらに関しましては、ちょっと繰り返しになるんですけど、令和5年(ネ)3026号、東京高裁の判決で、養育監護の自由は国家が保障しなければならないというふうに定義されました。この国家というのは、当然、国会もそうですし、司法もそうですし、行政も関わってくるものでございます。また、親権を支配の道具にはいけませんというのは定義がされて、DVは支配であるというような見解が示されました。この判決を踏まえて、国会でも、合理的な理由なく同居親が学校行事を排除することは、繰り返しになりますが、協力尊重義務違反に当たり、裁判において、親権停止及び親権喪失の審判において、その違反内容が考慮される可能性

があるという鈴木馨祐大臣のご答弁もありますので、こちらを踏まえて、ぜひ札幌市としても重く受け止めて、実際に現場で活用できるように、そこまで落とし込んでいただきたい。このように思います。

次に、災害時の子どもの安否確認についてお伺いしたいと思います。

2025年3月18日に衆議院法務委員会で行われた、小竹凱委員より、災害時の別居親への子どもの安否確認についての質疑がありました。

江崎政府参考人から、実際に能登半島の震災のときに子どもの安否が取れなくなったということで、10日以上分からなかったということで、お父さんは怖かったという娘さんのご答弁があって、政府参考人は、同居親が別居親に子どもの安否をお伝えしないことは人格尊重義務違反じゃないですかというような質疑だったんですけども、それに関して江崎政府参考人からは、当然それは尊重義務違反に当たるというようなご答弁、こういった趣旨があったんですけども、本市としまして、同居親からの申出のみで実際に別居親の情報を削除できること、また、実際に削除した事案を複数件、市内で確認をしております。

そこで質問です。

改正民法の趣旨を踏まえ、今後、教育委員会として市内の幼稚園、学校に災害時、どのような対策を取っていくのか、お伺いいたします。

●佐藤学校教育部長 災害時の子どもの安否確認等についてお答えいたします。

各学校の危機管理において、有事の際の保護者への連絡方法、保護者、生徒等の一斉下校や引渡し等の基準について、あらかじめ保護者と適切に共通認識を図っておくことが重要であると認識しております。

本市においては、保護者等の連絡先を四つまで登録できる情報共有アプリを導入しており、今後も保護者から適切な情報を提供していただくことで、災害時においても有効に活用してまいりたいと考えております。

●荒井勇雄委員 お答えいただきありがとうございます。この問題、実は横浜市でも大変多い事案でございます、横浜市で情報共有アプリ「すぐー」というものを活用されまして、こちらの「すぐー」というアプリ、お父さん、お母さん及びおじいちゃん、おばあちゃんも登録できるように、四つまでIDを入れ込むことができ、何かあったら安否についてはアプリを通じて情報共有ができるというような優れたアプリです。

こちらのアプリに関しまして、札幌市でも実際にそちらを導入しておるといふふうにお伺いしておりますので、運用することで、教職員の負担を軽減することができ、父母間だけでなく、祖父母も孫の教育に携わることができます。

同居親が、別居親及び祖父母の情報を排除することは、国会質疑でもあったとおり、今回の改正民法817条違反であるということ指摘させていただいた上で、現場での対応の徹底をお願いしていただきたい、このように思います。

次に、別居親を排除する法的根拠についてお伺いいたします。

10月23日、子ども未来局の質疑で、小職からDV支援措置の悪用が全国で問題となっており、総務大臣の公式発言を踏まえ、切迫の事情による措置で支援措置は加害者認定するものでありませんとの発言から事理明白ですが、DV事案については学校側が判断するものではないと考えます。DVと思われる事案については慎重な対応をすべきことは当たり前のことですが、一方で、虚偽であった場合、公教育機関が公に父母間の人格尊重義務違反に加担することとなります。その上で、先ほどの参議院法務委員会で、梅村みずほ委員から総務大臣へ、教育現場での対応として、DV支援措置の関係の有無について、関係ないということよろしいでしょうか。こういった確認をする意味での質疑がありました。

DV支援措置の申出は自己申告であり、推定無罪の我が国においても推定有罪の制度であることを、先般の繰り返しになりますが、10月17日のデ

ジタル戦略推進局の質疑でも指摘をさせていただきました。

そこで、質問させていただきます。

DVを行ったと推定される方が子どもの学校行事の参加を申し出た場合、学校が別居親を排除する法的根拠を教えてください。

●佐藤学校教育部長 別居親に関してですけれども、別居親が学校行事参加を申し入れた場合、まずは子どもの心身の健全な発達を図るため、子どもの人格を尊重すること、父母が互いに人格を尊重し協力することなどという改正民法の趣旨を踏まえれば、別居親であるということのみをもって学校行事への参加が不可能となるものではないと認識しております。

ただし、DVの疑いがあるケースなどで、父母の協議が調わず学校行事の運営に混乱を来す可能性が高いといった理由がある場合などには、学校は学校管理の観点から行事参加を制限するといった対応を取ることも法務省のQ&Aに示されているところでございます。

教育委員会といたしましては、個別具体の事案に対して学校が適切に対応できるよう、民法等の一部を改正する法律に係る解説資料について丁寧に周知するとともに、個別の事案等に依じて助言する、こういった支援をしてまいりたいと考えております。

●荒井勇雄委員 ありがとうございます。ちょっとこれはもう私の完全な意見になるんですけども、皆さん、やっぱりDVを行った方というのはもう加害者認定されるというのは先ほど申し上げたとおりなんですけども、なぜかDVを行ったと言われる方というのは、学校側の対応って何か皆さん、池田小学校の惨殺な、凄惨な事件を踏まえて、あの人は加害者だからみたいな、そういう扱いをされるというのが実情なんですね。

しかしながら、実際に相手側の自己申告で決まってしまう中で、そういった方々は大半ではないというのが当事者の方々と接して分かるとおりになんですけど、じゃあ、我が国はもう全てDVを

行った方々を排除するというような方針をしていましたが、じゃあ、諸外国はどうなのかと。

実際、諸外国ではDVを行ったという方々、子どもの教育に関わりたいということであれば、当然それがDVを行ったことが、もう次のおそれがないというのは当然なんですけど、そちらを確認した上で、学校関係者及び警察の方が一緒について、学校行事を見守ることを許可するといった対応を、ヨーロッパでもアメリカでもオーストラリアでも踏まえて、諸外国でしているのが現状であります。

すなわち、この対応というのは実際に、正直、別居親の待遇というのは刑務所で法を犯した人間以下の扱いを行っているというのが言えるんですね。実際に、刑務所であっても、例えば面会交流ですとかというのは当然認められているんですが、別居親というのは全く認めていないというのが、この点を指摘させていただきたい。やはり人権の観点から、やはりおかしいという点を私は指摘をさせていただきたいと思います。

また、もう一つ、共同親権の反対事案について、先日の子ども未来局で、私はいかに反対派の意見が実は間違っていたのかということ、オーストラリアの論文を踏まえまして指摘をさせていただきました。

諸外国で単独親権から共同親権に戻した部分は、子どもの利益を最も優先にして考慮した結果、共同親権にしたということを申し上げさせていただきたいと思います。母子優先の原則から、子どもの利益を守るために共同親権になったのであります。

この点は、なぜだか我が国で抜け落ちている点なんですけど、文科省を含めて、教育委員会で、子どもの最善の利益って一体何なんだろうかというのを、これ、皆さん、子どもの最善の利益を求めて我々は対応していますとおっしゃるんですけども、結局、子どもの最善の利益ではなくて、同居親の意向をもって判断しているというのが現実なんです。ここが、諸外国の法改正に当たって

の概念と我が国の法改正の概念の差異であるということを指摘させていただきます。

その上で、最後に要望を3点ほど申し上げます。私の質疑を終えさせていただきたい、このように思います。

両親、父母の登録を、先ほども申し上げましたが、アプリでの登録を強く求めます。また、今回の法務省から発表されたQ&Aを、ぜひとも札幌市の教育委員会のホームページに掲載をお願いしたいと思います。実際に、学校側と親権者のトラブルを避けるために、学校の先生方、各市立学校、私立学校、学校を問わず常に確認できるように行うためでも必要ではないかというふうに思いますので、こちらの掲載を重ねてお願いいたします。また、何度も申し上げましたが、父母間の協力尊重義務違反の例に当たると思われる例を、強く明確に市内の教育機関に周知の徹底と、やはりこれもホームページの周知が求められると考えております。

今回の改正民法766条の監護の分掌と、諸外国による交代監護の例であるフレンドリーペアレントルールが導入されましたので、やはり先ほどの繰り返しになりますが、協力尊重義務違反817条の12の第2項ですね、こちらを分かりやすく、皆さんが理解した上で、学校現場で対応できるようにというのが求められていることと存じますので、ぜひとも悲惨な、凄惨な例を繰り返さないためにも強く申し上げまして、私の質疑を終えさせていただきます。ありがとうございます。

●和田勝也委員 私からは2項目について質問させていただきます。

まず、学校体育館のエアコンの整備についてです。

札幌市においては、学校施設のエアコンについて、普通教室等を対象とした段階的な整備を進めておりますが、今年の夏も札幌では例年以上に厳しい暑さが続き、生徒、保護者からは、体育館にも早くエアコンを入れてほしいという切実な声が多数寄せられております。普通教室については、

教育委員会が令和9年度までの整備を可能な限り前倒しして進めておりますが、全国的に見れば、札幌市は普通教室の整備で出遅れた経緯がございます。だからこそ、体育館の冷房整備については計画的に、そして平準化して早期に取り組むことが極めて重要だと考えます。

国においても、こうした両面からの重要性を踏まえ、昨年末に空調設備整備臨時特例交付金を創設しました。国はこの制度を通じて、令和17年度までに全国の学校体育館等への冷房設置率95%を目指すとしております。

実際、全国の設置率は、令和6年9月時点の18.9%から、今年5月には22.7%へと上昇しており、全国的に整備が加速していることが明らかです。

一方で、北海道の設置率は依然として数%台にとどまり、今こそスピード感を持って整備の道筋を示すべき時期に来ていると思っております。

我が会派としても、学校体育館のエアコン整備は、学校教育環境の充実のみならず、避難所機能の強化の視点からも不可欠なものであると考えており、令和7年、1定の代表質問において、整備に向けた札幌市の考え方を質問したところ、整備における課題の抽出、整理等を進めるという答弁があったところであり、教育委員会では令和7年3月から、体育館のエアコン整備に関する基本調査業務を外委託したと聞いております。

そこで質問ですが、基本調査業務の内容と、どのような結果が得られたのか、お伺いいたします。

●木戸学校支援担当部長 基本調査業務の内容とその結果についてでございます。

今回実施した調査では、各学校の体育館の設備の状況の確認のほか、必要な冷房能力、動力源の整理及び整備コストの算出、民間事業者の参入意向などを調査したところでございます。

想定する空調方式につきましては、札幌市では既に暖房設備が体育館に設置されておりまして、体育館の設備の状況や動力源によって整備できる

機器がある程度限定されるということが分かったところでございます。

また、整備コストに関しては、導入する設備や動力源などに応じまして、1校当たり約5,000万円から1億数千万円と価格に幅があるということが確認できたところでございます。

さらに、民間事業者のヒアリングでは、道外企業を含め一定程度の参入意向はあるものの、地元企業の人手不足等の課題もあることが確認できたところでございます。

●和田勝也委員 次に、学校体育館の夏期における教育活動の実施状況や、体育の授業に与える影響など、学校現場の実態把握について質問します。

そこで、質問ですが、学校体育館の夏期における教育活動への影響についてどのように認識しているのか、お伺いいたします。

●木戸学校支援担当部長 夏期における教育活動への影響についてでございます。

今年の夏における学校体育館の室温・湿度について、モデル校を抽出し測定を行ったほか、学校行事などの利用中止件数の全校調査を行ったところでございます。

7月7日から8月末までの調査期間中、最も高い室温が34.2度、最高湿度の平均も約70%と高く、厳重警戒の暑さ指数である28を超える日は、室温と湿度から機械的に計算しますと15日間あったと推察されております。

体育館で予定されていた授業や行事の中止は、夏休み前の週が事例として最も多く、7月23日には全体の約7割で中止していたところでございます。

このように、学校教育に与える影響は非常に大きいものと認識しております。

●和田勝也委員 7割近い学校で体育館の利用を中止した日があったということは、教育活動への影響が既に看過できない水準に達していることを示しております。もはや、暑さ対策ではなく、学びを守るための環境整備として捉えるべき段階

に来ていていると思います。

さらに、学校体育館は災害時の避難所として地域住民の命を守る重要な施設でもあります。

整備の構造上、熱環境への配慮が十分とは言えず、避難所としての快適性・安全性に課題があります。仮にこのままの状態でも猛暑時に避難所の開設に至る大災害が発生した場合は、避難した市民が健康被害を訴えるなど、重大な2次災害につながるおそれがあると認識しております。

こうした観点から、学校体育館のエアコン整備は児童生徒や教職員だけでなく、地域全体の安全と安心を確保するための公共インフラ設備として、早急に取り組むべき極めて重要な課題だと考えております。

そこで質問ですが、学校体育館のエアコンの整備の必要性についてどのように捉えているのか、また、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

●木戸学校支援担当部長 学校体育館のエアコン整備の必要性についてでございます。

基本調査業務や学校体育館の実態調査から、既に学校現場に支障が生じていることや、来年度以降も気温が上昇する可能性も踏まえまして、体育館へエアコンを整備することは必要な取組だと認識しております。

一方で、必要な機能や年間の整備料など、残された課題も多いことから、これらの課題を早急に整理し、整備に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

●和田勝也委員 整備に向けた検討を進めていくというご答弁でございました。

学校体育館のエアコンの整備は、もはや快適性の問題ではなく、子どもたちの健康と学び、そして、避難所においては市民の命を守るための安全対策です。

国の空調設備整備臨時特例交付金は、令和15年度までの時限措置であり、今後、全国的に整備需要が集中すれば、設計施工の人材や資材の確保も難しくなります。札幌市が後手に回れば、それだ

け整備コストの上昇や実施時期の遅れにつながるおそれがあります。

また、国は断熱改修と空調整備を一体的に進めることで、長期的な電力コストを抑え持続可能な施設運営を実現できるとしております。

こうしたライフサイクルコストの視点も踏まえ、財政面、環境面、防災面の三位一体で、計画的で何よりも早期の整備に着手していただくよう強く求め、次の質問に移ります。

次に、中学校における部活動の地域展開についてお伺いをいたします。

さきの代表質問において、我が会派の藤田議員から、今後、部活動の地域展開を進めるに当たっての基本的な考え方について教育長に質問いたしました。教育長からは、部活動が市内の中学生にとって重要なスポーツ・文化芸術活動の場であるのみならず、様々な教育的意義を有してきたことから、これまで部活動が果たしてきた教育的意義を踏まえながら、スポーツ・文化芸術環境のさらなる充実につながるような地域展開を進めていくことが重要であるとの答弁がございました。少子化の進行に伴い、生徒数の減少によって、従来は当たり前前に存在していた部活動が維持できなくなっているという現実があります。

札幌市内でも、顧問となる教員の確保が難しく、種目によっては既に廃部となり、設置数が減少しております。これは単に部活動が減っているという話ではありません。部活動はスポーツや文化芸術の活動の場であるだけでなく、多くの教育的意義を担ってきた、言わば中学校教育の一部です。こうした意義をどう守るかは、極めて重要な課題であります。

そこで、質問ですが、札幌市内の中学校部活動数の推移と課題についてお伺いをいたします。

●吉田調整担当部長 札幌市内の中学校部活動数の推移と課題についてお答えいたします。

まず、部活動数の推移でございますが、集計を始めた平成25年度と今年度を比較いたしますと、生徒数は現在4万3,673人で約3%の減少、

部活動数は1,152部で約5%の減少となっており、これまでは、おおむね生徒数の減少に伴い、緩やかに減少してきたと考えているところでございます。

しかしながら、今後は生徒数の急激な減少に伴い、部活動数の減少も加速する見込みであることに加えまして、時間、体力、精神的な負担などから、部活動を担う教員の気持ちにも変化が生じてきており、顧問教員の不足による廃部も加速していくのではないかと危惧しているところでございます。

そのため、生徒数が急速に減少する中にもありましても、部活動への参加を希望する生徒の活動環境を維持しながら、教員の負担軽減も図ることができる持続可能な体制の構築が課題であると認識しております。

●和田勝也委員 人口の状況を見ますと、現在、小学校3年生くらいまでは1学年当たりおおむね1万5,000人前後で推移をしておりますが、それより下、現在の小学校2年生、8歳以下の世代からは、1万5,000人を大きく下回り、減少が一気に加速していく見込みです。

つまり、現在の小学校2年生が中学生になる頃、数年後には、今以上に部の維持が難しくなることが確実に見えているのです。

そのことを踏まえると、部活動の地域展開、つまり、地域全体で中学生の活動の場を支える新しい仕組みは、時間的な猶予が限られている一方で、非常に大きなプロジェクトであると考えております。指導者をどう確保するのか、休日、平日の活動を誰が運営・管理するのか、国はどこまで財源を持つのか、保護者の負担は幾らが妥当なのか。これらがまだ固まっていない現時点で、拙速に大きくかじを切ることは、簡単にはいかないと理解をしております。

だからこそ、一定の移行期間が必要です。

すなわち、これから先の将来像を描くだけでなく、今、目の前にいる中学生が活動の場を失わないよう、現在の部活動そのものを維持、下支えし

ていく取組も同時に進めなければならないと考えます。

そこで質問ですが、先ほどの答弁での現状と課題を踏まえ、減少傾向にある部活動に対する取組状況についてお伺いいたします。

●吉田調整担当部長 減少傾向にある部活動に対する取組状況についてお答えさせていただきます。

これまで、生徒の部活動環境の維持・充実と教員の負担軽減を図るため、二つの取組を中心に対応を行ってきたところでございます。

一つ目は、教員に代わって技術指導や大会引率などを行う外部の専門人材である部活指導員を令和2年度から配置し、順次、拡充を進めまして、現在では市内66校に117人を配置している状況でございます。

二つ目は、学校間連携方式の導入です。

これは、自分が通う学校に希望する運動部活動がない場合に他校の部活動に参加することを可能とする制度でございまして、平成28年度から運用を始めており、現在では、55校173名の生徒が他校の部活動に参加している状況でございます。

こうした取組によりまして、部活動環境の維持・充実と教員の負担軽減を一定程度は進めることができたと考えております。

今後ですが、種目別に必要となる外部指導者数をあらかじめ把握した上で、競技団体や大学との具体的な協議・連携を進めるなど、学校現場のニーズを踏まえた、安定的に指導者を確保する体制づくりを一層強化していく考えでございます。

●和田勝也委員 部活動指導員の拡充や、学校間連携による活動維持は、今の中学生にとっての居場所と出番を守る上で、非常に重要な取組だと思っております。特に、安定的な指導者の確保は、どの自治体でも地域展開の最大のハードルになる部分です。札幌市において、持続的に指導できる人材基盤を今のうちから整備しておくことは、未来の地域展開の土台をつくることにも直結すると考えます。

一方で本年9月、スポーツ基本法が改正され、自治体には地域の実情に応じて中学校の生徒が地域でスポーツに親しむ機会を確保するための施策を講ずることが努力義務として明記されました。

また、国が作成を進めている新たなガイドラインのたたき台では、少なくとも令和13年度までには休日の部活動を地域に移行する方向性が示される見込みであり、平日についても、地域の実情に応じて、できるところから進めるといった多様な選択肢が示される見通しだと承知をしております。

今後は、このガイドラインを踏まえて、札幌市としても公費負担と受益者負担の考え方を、市民の皆さんの理解を得ながら整理していく必要があります。

国による財源措置がどの程度見込めるのかや、受益者負担の目安となる金額水準がどう示されるかなど、丁寧に確認した上で、拙速ではなく、しかし確実に移行の道筋を描いていくことが求められると考えます。

さきの代表質問において、教育長からは、引き続き指導を希望する教員の協力を得ながら、少年団や地域クラブなどで活躍する多様な地域人材の活用を推進するなど、部活動の教育的意義の継承、発展に向けた新たな活動環境の検討を進めてまいりたいと前向きな答弁をいただきました。

そこで、質問ですが、新たな活動環境の整備に向けた検討をどのように進めていくかについて伺いをいたします。

**●吉田調整担当部長** 新たな活動環境の整備に向けた検討の進め方についてお答えいたします。

これまでは、部活動に代わる新たな地域クラブの参入に向けた実証事業をやる行ってきたところですが、今年度は、これらに加えて、今年度中に、部活動の教育的意義の継承・発展を念頭に、既存の部活動をベースとする地域展開を想定した実証事業も行う考えでございます。

具体的には、11月からモデル校を1校指定し、野球部と吹奏楽部を対象に、平日と休日の管理運

営を学校から切り離し、地域クラブとして活動するモデル事業を実施する予定でございます。

このモデル事業では、地域クラブの管理運営をスポーツ協会に委託し、顧問教員は兼職・兼業によってスポーツ協会に所属する指導者となるなど、より実践的な地域クラブのモデルケースとして実施を進めてまいります。また、このモデル事業を通じまして、地域展開における課題や収支構造の検証を行うとともに、地域の意欲を持った指導者が参加可能な仕組みなどについても検討していく考えでございます。

今後も、部活指導員の活用や学校間連携方式など、部活動の維持・充実にに向けた取組を継続しつつ、並行して、国の動向等も踏まえながら部活動の意義を継承・発展することが可能な、札幌市ならではの持続可能な地域展開の手法について丁寧に検討を進めてまいります。

**●和田勝也委員** 部活動を母体としながら地域のスポーツ関係団体が管理運営を担うというモデル事業は、持続可能な活動環境の整備に向けた大きな一歩であると思いますので、ぜひ着実な検証を進めていただきたいと思います。

地域には、子どもたちのために自らの技術や経験を役立てたいという熱い思いを持った方が数多くいらっしゃいます。

こうした地域の力を生かし、行政と地域が信頼関係を築きながら、子どもたちの続けたい、挑戦したいという気持ちを支えられる環境を整えていくことが今まさに求められております。

同時に、移行期においては、現に学校で活動する中学生の部活動をしっかりと支える視点も欠かせません。指導者不足や財源不足の中で現場が疲弊することがあってはならず、学校と地域、行政がそれぞれの役割を補う、共に子どもを支える体制を市として明確に打ち出す必要があります。

また、今後、国のガイドラインや財政措置が示されていく中で、市民や保護者が安心して参加できるよう、公費負担と受益者負担の線引きを分かりやすく提示し、誰もが納得できる持続可能な制

度設計を行うことが極めて重要だと思います。

札幌市ならではの地域展開モデルとは、単に運営主体を変えるのではなく、地域の教育力を高め、子どもを社会全体で育てる仕組みを再構築することだと考えます。

どうか、今の子どもたちの活動機会を守り抜きながら、未来の札幌を支える人づくりの基盤として、教育委員会が先頭に立ち、地域の熱意を制度として支える、そんな札幌モデルの確立に向けて、丁寧かつ着実に取り組んでいただくことを強く求め、質問を終わります。

●森 基誉則委員 私からの質問は、項目としては一つになります。

札幌市立幼稚園や小・中・高等学校に通う医療的ケア児への支援の現状と取組について伺っていきます。

医療技術の進歩により、日常的にたんの吸引や経管栄養、人工呼吸器などの医療的ケアが必要な子ども、いわゆる医療的ケア児が増加し、その実態が多様化しています。

このような現状を背景に、医療的ケア児とその家族が適切な支援を受けられるようにするために、2021年、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されました。

具体的な施策としまして幾つか挙げますと、国・地方公共団体による措置として、保育・教育現場での医療的ケア児への支援体制の拡充、保育所の設置者、幼稚園を含む学校の設置者等による措置として、保育所や幼稚園を含めた学校への看護師等の配置、医療的ケアが可能な保育士の確保、さらに、医療的ケア児支援センターを設置し、家族への相談支援や情報提供等の支援を行うなどが示されています。

札幌市としましても、札幌市立幼稚園、小・中・高等学校にて、2018年度から看護師配置のモデル事業を進め、2022年度より本格実施し、支援体制の充実を図っているところと承知しています。

そこで、質問です。

札幌市立幼稚園、小・中・高等学校に通う医療的ケア児への支援の現状についてまずは伺います。

●喜多山児童生徒担当部長 医療的ケア児への支援の現状についてでございますが、看護師配置事業を利用して医療的ケアを受けている幼児・児童生徒数は、事業開始時の令和4年度は、小学校11校で12名、中学校1校1名の計13名でしたが、令和7年度は小学校23校25名、中学校は4校4名の計29名となっております、年々増加をしているところでございます。

また、対象となる市立園・学校における医療的ケアの主な内容としては、カテーテルを使用して体外に尿を排出する導尿、血糖値の調整に関するインスリン注射、鼻や口などからたんを吸引する喀たん吸引などとなっております。

医療的ケア児が在籍している園・学校においては、家庭と密に連絡を取り合い、看護師等と連携することで、子どもは安心・安全に学習活動に参加でき、保護者の負担軽減にもつながっているところでございます。

●森 基誉則委員 札幌市においても医療的ケア児が増加傾向であることは理解いたしました。

学校、家庭、看護師が連携することで、子どもの安心・安全な学校生活や保護者の負担軽減につながっていくということで私も承知しました。

今後も医療的ケア児の増加が見込まれると思いますが、引き続き丁寧な支援を求めていきます。

続いて、学校に注目していきます。

医療的ケア児が在籍したことがない学校というものはまだまだ多く、そういった学校が初めて医療的ケア児を受け入れる際には、子どもが安心して教育活動に臨めるように、緊張感を持って準備などに臨んでいることと推察します。学校は、あらゆる場面を想定して準備をし、その子も安心して学校生活を送れるようにしていくことが大切です。そのために、学校が対応できるような仕組みや体制整備をしっかりと整え、子どもと保護者が安心して学校に通うことができるようにしていく

べきと考えます。

そこで、質問です。

医療的ケア児やその保護者、そして園や学校が不安なく対応することができるよう、教育委員会としてどのように取り組むのか、伺います。

●喜多山児童生徒担当部長 医療的ケア児や保護者、園・学校が不安なく対応できる教育委員会の取組についてでございます。

園・学校に入園・入学する際には、本人・保護者から、適切な医療的ケアの実施が可能か心配する声があることや、対応に不安を感じている園・学校があることは認識をしております。

教育委員会といたしましては、入園・入学前に本人・保護者に加え、学校、医師・看護師等で、具体的な支援体制や、本人・保護者の意向を確認する機会を設けておりまして、その後も継続して、子どもの成長に伴った支援の方向性について、関係者間で確認をしているところでございます。

また、看護師を配置している園・学校を対象とした連絡協議会を開催しまして、看護師配置事業について共通理解を図るとともに、医療的ケアの内容が共通する学校同士での協議を通じまして、対応の在り方等を確認し合い、自校の支援に生かせるように取組を進めているところでございます。

加えまして、新年度、新たに医療的ケア児が在籍することとなる園・学校を対象とした事前説明会を今年度より開催することとしまして、医療的ケアに関する学校の体制を事前に整えまして、本人・保護者が安心して園・学校生活を送れるよう、学校への支援体制の充実を図ってまいります。

●森 基誉則委員 医療的ケア児の保護者と一口に言っても、いろいろなタイプの方がいらっしゃいまして、自分がこうしてほしいと強い思いを持っている方もいれば、我が会派には、園や学校に対し、受け入れてもらっているのに、これ以上の希望を伝えてもいいのだろうか迷っている

といった声も届いております。

入園・入学前に、本人・保護者、関係機関を交えて話し合いを行うことはもちろんですが、次年度、医療的ケア児が在籍する園・学校を対象とした事前の説明会を新たに設けるといってお話がありましたけども、このことにより必要な準備を計画的に進めることができ、保護者も安心して子どもを園や学校に送り出すことができるのではないかと私も考えます。

医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒へは専門的な支援を要するため、関係者間の密な連携と情報共有が不可欠です。

入園・入学後も、継続した話し合いを通じて、児童・幼児・生徒、一人一人の状況に応じた適切な支援の確認、検討を行い、適宜、見直しを図ることが必要になると考えます。

一方で、医療的ケア児の卒業後のことも考えていく必要があると考えます。

医療的ケアの内容など、子どもの状況にもよりますが、進学や就職などを見据えたサポートが必要になってくるのではないのでしょうか。

彼らは、夢を持って進学や就労に臨んでいきます。

しかし、それぞれの進学先、就労先、全てに医療的ケアをしてくれる看護師などが配置されているとは限りません。

そのためにも、今後は子どもの心や体の成長に合わせ、子ども自身が医療的ケアを実施する練習をしていくことも必要であると考えています。

例えば、糖尿病の子が自ら血糖測定やインスリン投与などの医療行為を少しずつでもできるようにしていくというのも一つの方向性だと思っています。

医療の門外漢である私が何を言っているのかと思われるかもしれませんが、これ、何も私の想像だけで語っているわけではなくて、医療法人稲生会の主催の研究実践発表会で聞いたエピソードが基になっています。

ある特別支援学校に通う糖尿病の子どもが、血

糖値の測定とインスリン注射を看護師にずっとやってもらっていました。実習先を決める時期になりまして、希望の実習先には看護師がいなかったということが判明します。その子は、どうしてもそこに行きたかった。そこで、その子の理解度に合わせて、絵のカードなどを使い、自分で医療的ケアができるように練習を重ねていったそうです。

努力の結果、その子は自分で医療的ケアができるようになり、希望の実習先に行くことができ、就労にもつながっていったと聞いています。

これはあくまで一例で、医療的ケアの内容など、子どもの状況にもよりますが、看護師配置をして終わりではなく、その子どもがどんなふうに関後生きていきたいのか、これを尊重し、その上で、セルフケアの練習等も含め、子どもの心や体の成長に合わせたサポートの在り方を、子ども、家庭、教育、医療などの関係機関とともに考え、しっかりと連携していくことを求めて、質問を終わります。

●森山由美子委員 先ほど和田委員からもございました。私も全く同じ思いで、学校体育館のエアコン整備について質問をいたします。

近年、夏の猛暑は異常気象の域を超え、常態化しております。我が会派は、かねてより、子どもたちを心配する保護者や地域の方をはじめ、教職員の方、給食調理に従事する方などより、温暖化が急速に進み、学校に冷房がないことは大変心配であるとの声をいただいていたこともあり、会派としても温暖化が急速に進んでいる状況を懸念し、学校施設課に学校関係者への夏の暑さ対策の調査や丁寧にお声や意見等をお聞きするようお願いをし、毎年その結果について伺い、時には扇風機や移動式エアコンの設置状況、その実態について視察、また、時には議会質疑を重ね、学校の暑さ対策に対し注視をしておりました。

そんな中、令和5年8月22日、記憶に新しいところですが、伊達市の小学校2年生の女子児童が校外の体育の授業後に熱中症の疑いで倒れ、搬送

先の病院で死亡するという痛ましい事案がございました。この伊達市の痛ましい事案とともに、さらにはこの翌日の23日、札幌市でも過去最高気温の36.3度を記録したことも受け、我が会派としても、事態をさらに重く受け止め、危機感を感じ、令和5年8月29日、記録的な猛暑に対応するための緊急要望について、秋元市長に提出をさせていただいたところです。

要望書はこれまでのたくさんの市民の皆様の声、意見を反映した内容とし、学校に関しては、夏休み期間の延長や体育の授業や部活動も猛暑日を避けたカリキュラムへの配慮を求めるほか、実際に学校への会派視察をさせていただいていた実感として、学校においては全部ではありませんが、残念ながら移動式エアコンの効果が低いことを踏まえ、教室のエアコン設置や子どもがよく運動する機会が多く、また避難所ともなる体育館について、常設導入に向けた早期の検討を強く求めているところです。

現在、札幌市では普通教室のエアコン整備が進む一方で、学校体育館の灼熱環境は依然として深刻な問題であります。小さな声を聞く力を原点としている我が会派には、今も保護者や教職員の方々から、今、整備している普通教室のエアコンについてはもちろん、今後の体育館における活動制限や体調不良への懸念など、切実な声を多数聞いております。また、特段、今年は厳しい暑さが続き、来年以降のご心配のお声も多く寄せられているところです。体育の授業や部活動、集会活動は、児童生徒の健全な成長にとって不可欠な教育機会ですが、猛暑により、その機会が奪われるだけではなく、生命健康に危険が及ぶ事態も懸念されます。

そこで、質問ですが、夏の暑さが学校体育館での授業や学校行事に与える具体的な影響について伺います。

●木戸学校支援担当部長 猛暑による授業等への影響についてでございます。

近年の猛暑による体育館の室温上昇は、教育活

動にも様々な影響を与えているところがございます。具体的には、時間割や活動場所の急遽の変更や、新たな学習時間の確保など、教育計画の見直しを行う必要が生じているところがございます。

また、学習面への影響に加え、子どもの運動機会が減少することで、健康の保持増進に影響を与える可能性があるものと認識しております。

●森山由美子委員 猛暑が学校教育に様々な影響を与えていることが確認できました。

我が会派は、子育て・教育環境の充実を最重要課題の一つと位置づけており、学校体育館のエアコン整備は、猛暑を見据えた環境改善には急務であると考えます。

また、災害発生時の避難所における生活環境の質を向上させる上で不可欠であると認識しております。

加えて、災害時にライフラインが途絶えた際にも安定的にエアコンが使用できるような備えも必要と考えます。

教育委員会では、これまで体育館の整備の必要性を判断するために、他都市の導入事例も調査をしたと聞いております。

そこで質問ですが、他都市で導入している避難所機能の強化に資する設備としてどのようなものがあるのか、伺います。

●木戸学校支援担当部長 他都市における避難所対策の導入事例についてでございます。

今年の夏までに取り組んだ基本調査におきまして、体育館へのエアコン整備について、避難所対策として想定される導入設備についても、他都市の事例などを参考に整理をしております。

具体的には、電気やガスなど、エアコンの動力源となるライフラインが断絶した際の備えとして、自家発電設備や電源自立型ガスヒートポンプエンジンなどを導入する事例が確認できたところがございます。

調査においては、これらの導入設備の有無に応じた整備コストの算出なども行ったところがございます。

●森山由美子委員 他都市の事例については理解をいたしました。

学校体育館は、災害発生時の避難所として広く市民の命を守る重要な機能を担っており、激甚化する災害と猛暑が同時に発生した場合、エアコンのない避難所は、熱中症による2次災害を招きかねません。

今年予算特別委員会でも、我が会派からの質疑にもありましたが、我が党では学校体育館のエアコン整備に関して、国政の場において補助の拡充等を強く要望させていただき、国の国土強靱化計画において、公立小中学校施設の防災機能強化対策として盛り込まれ、令和15年までの臨時特例交付金が新設されるに至っております。

本計画では、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策等により、学校施設の避難所機能の強化が喫緊の課題と位置づけられ、全国の整備目標も95%から100%に見直されている中で、札幌市においても速やかに着手すべきと考えます。

そこで質問ですが、教育環境の質的向上や安全確保という視点に加え、市民の命を守る防災・減災対策の観点から、学校体育館へのエアコン整備をどのように考えているのか伺います。

●木戸学校支援担当部長 学校体育館へのエアコン整備についてでございます。

体育館へのエアコン整備は、子どもたちの健康と安全、教育活動の確実な実施、そして災害時の避難所機能の強化という、双方の視点から必要な取組だと認識しております。

今後は、導入設備や整備コストなど、様々な課題を精査しながら、整備に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

●森山由美子委員 教育委員会としての考え方を理解いたしました。

学校体育館へのエアコン整備は、避難所としての機能も担う災害時の市民生活に寄り添い、また、未来を担う子どもたちを学び、ひいては命を守る公明党の政治姿勢から見ても、最優先で取り

組むべき重要課題であります。

普通教室の確実な設置、そして、令和15年までの国の時限的な交付金の機会を最大限に生かし、たくさんの声を背中に背負っている私たち会派としての悲願でもある学校の体育館へのエアコン設置についても、確実に推進することを大いに期待し、私からの質問を終わります。

●山田一郎委員 私からは、盗撮行為の防止に向けた取組について、そして、学校行事の運動会についての2点伺います。

まず、盗撮行為の防止についての取組について伺います。

こちら、先ほど熊谷委員からの質問もありましたが、今年の6月であります。ほかの自治体において、教員が学校内で盗撮を行い逮捕されるという大変許し難い事件が発生いたしました。

こういった行為は本当に子どもの尊厳を傷つけるだけでなく、また、学校に対する信頼、これも大変大きく損なう重要な問題であると考えます。

これは私のところにもやはり近隣の保護者の方から、本当に学校は大丈夫なのか、先ほど熊谷委員の質問もありましたけれども、保護者の受け止め方というのは本当に変わってきているのではないかなと思います。

その中で本市教育委員会において、この事案を受けて、直ちに各学校に対して校内環境の点検を徹底するよう通知を出したところを伺っております。

子どもたちが安心して学校生活を送るためには、この取組を一時的に終わらせずに、継続して実効性を高めていく必要があると考えます。

そこでまず質問ですが、各学校において子どもたちの安全を守るための点検の実施状況について伺います。

●木戸学校支援担当部長 点検の実施状況についてでございます。

他の自治体での事案発生を重く受け止めまして、7月に全ての園・学校において校舎内の緊急点検を実施し、緊急点検後も定期的な点検を継続

するよう求めるとともに、9月には重ねて二度目の緊急点検を行うよう通知したところでございます。

この通知に基づきまして、各学校において、管理職などが日常的に目視等による確認を行っております。これまで盗撮機器が発見されたという報告はないところでございます。

●山田一郎委員 今、日常的な点検が行われているということと、あと、点検しているのは管理職による点検があったということでありました。

ただ、盗撮に用いられている機械というのは、本当に年々小さくなったり巧妙化しており、この前の新聞記事ではこういったペンですね、ペン型のもので出たということで、これは普通のペンですけれども、私は持っていないんですけれども、記事で見たら、このような形のペンであったかなと思います。

こういった行為というのは、本当に教員だけじゃなくて、学校に関わる全ての学校関係者、これに起こり得る問題であると思います。ですので、形式的に点検を行うだけじゃなくて、どこに設置されているか、またどう見抜くのか。こういった専門的な着眼点、これを持った点検が必要であると考えます。保護者の不安を払拭して子どもたちの安全を確保するためにも、専門家の視点を取り入れた取組が有効だと考えます。

そこで、二つ目の質問ですけれども、専門家による点検の実施について、教育委員会の見解を伺います。

●木戸学校支援担当部長 専門家による点検の実施についてでございます。

専門家による点検は有効な手法と認識しておりますが、盗撮カメラはいつ設置されるか予見不可能でありまして、頻繁に点検することは現実的には困難であるというふうに認識しております。

このため、学校職員による日常的な点検の実効性を高めるため、盗撮カメラ探知機を早急に導入するとともに、専門家の知見を生かせるような仕

組みを構築してまいりたいと考えております。

●**山田一郎委員** 今、答弁でも、頻繁に点検を行うことはなかなか難しい。いつつけるか分からないというような答弁で、先ほど熊谷委員の答弁でもありましたが、カメラ探知機、さすが熊谷委員の質問だなと思っていましたけれども、導入するというような答弁でございました。

ただ、研修を行うということ。ここがやっぱり重要な点ではないかなと思います。

結局、探知機を購入しても、じゃあ、どうやって使うか、これについてはただの機械になってしまうものですから、どこに機器が隠されているかであったりとか、何に注意して確認をするか、こういった知識が現場になかったら、効果は十分に発揮されないと思います。

こうした知識、これが現場に蓄積されている状況そのものが見つかるかもしれないという強い抑止力になって、盗撮行為の未然防止につながると思います。

また、専門家による点検は頻繁にできないというのはあるんですけども、点検自体、基本的にやると言うより、やっぱり抜き打ちでやったほうがいいんじゃないかなというふうには思っております。

やはり、持ち物検査もそうですけど、明日持ち物検査をやるよと言うと、それはもう持ってこないわけですから、やはりそういった抑止力を持たせるというのは、今後のこのカメラの問題といたしますか、抑止・防止の徹底になりますので、専門的な知識であったりとか、いつ点検が来るか分からないというような緊張感を持ったような状況、こういったものを共有しながら、皆さんの心配を取り除く体制づくり、これを進めていただきたいと思います。

それを申し伝えて、次の質問に参ります。

次に、学校行事の運動会について伺います。

さきの第3回定例市議会における代表質問において、我が会派の藤田委員から学校行事について質問がありまして、教育長からは、学校行事には

集団への所属感や連帯感を深めるなど、大切な意義があると認識していると答弁があったところであります。

その中でも、小学校における運動会は、子どもたちも保護者も、そして地域の方々にとっても特別な行事であると考えます。

一方で、コロナ禍以前から、安全面や熱中症対策により、競技数が減少したり、午前中のみ開催が主流になるなど、運動会の形は徐々に変化してまいりました。また、コロナ禍では、密を避けるために、プログラム縮小や分散開催など、様々な工夫をして継続してきたことについては、これは大変苦労があったと思いますし、これについては評価いたしますが、コロナ禍が明けた現在においても、縮小した形がそのまま続いている学校があったり、また、さらなる縮小がある学校があったりと伺っております。

子どもたちにとって、本当に魅力のある運動会になっているのだろうかという声も届いているところであります。

そこで、まず質問ですが、運動会はそもそも教育課程上、どのような位置づけで行うべきものなのか伺います。

●**佐藤学校教育部長** 運動会の教育課程上の位置づけについてでございますが、運動会は、運動に親しむ態度の育成、責任感・連帯感の涵養、体力の向上などを目的とし、小学校の学習指導要領における特別活動の健康安全・体育的行事として実施しているものでございます。

なお、実施に当たりましては、短距離走ですとかダンスなどの表現活動など、体育科の学習内容と関連づけながら、各学校においてプログラムを工夫しているところでございます。

●**山田一郎委員** ありがとうございます。運動会が特別活動として、また体育とも関連しながら実施されているというような答弁でございました。

先般の代表質問において、教育長からは、コミュニティ・スクールの仕組みも活用しながら、

子どもの発想を生かし、地域や保護者の願いも受け止めつつ、学校行事の充実を図り、子どもの豊かな成長を支えていく取組を進めると答弁がありました。運動会は、まさにその取組を象徴する行事であると考えます。

運動会は、子ども一人一人が頑張る場であると同時に、上級生の姿を見て学ぶ異学年交流、保護者だけではなく地域の方々も応援に来ることで生まれる地域交流、こうした子どもの成長を後押しする多様な環境が備わった行事であります。

しかし、現状では、学年ごとに分かれて入れ替えて実施するのですとか、観覧が保護者のみに限定され、地域の方々が応援に入りづらいといった例も見られ、運動会の本来の価値が十分に発揮できていない状況もあると考えます。

そこで、二つ目の質問ですが、教育委員会として、今後、運動会をどのように充実させていくのか伺います。（「関連」と呼ぶ者あり）

●高橋克朋委員（関連） 関連質問させていただきたいと思います。

今、うちの会派の質疑の最中でございますが、委員長、あえて指名いただきましてありがとうございます。

私のほうから、この学校行事、小学校の学校行事の在り方について以前から問題を持っておりまして、このことから、いろんな小学校の先生やPTAの役員の皆さん、あるいは保護者の皆さんと、いろいろと懇談をしてきた経緯がございます。

そこで、まず1点目をお伺いしたいと思います。197校の小学校があるうち、ほとんどが土曜日に開催をしておりますけれども、平日開催している学校は一体何校あるのか、その理由についても述べていただきたいと思います。

これがまず1点目です。

2点目でございますが、今の山田委員から、前段の部分で細かく話がありましたけれども、もっと掘り下げて話をするならば、Aという小学校では、1・2年生、3・4年生、そして5年、6年生で

分かれて登校して、そして、種目は徒競走とよさこいソーラン踊りだそうであります。その徒競走には、一切順位はございません。ただ走るだけ。そして、運動会ではなくて体育発表会という名目の下で開催されているというふうに聞きました。

Bという学校は、フルスペックと言ったらあれですけども、1年生から6年生まで全員が出席をして、徒競走をやり、綱引きをやり、あるいはリレーをやる学校というのが2割ぐらいあるそうですけども、そして、全体の踊りをやったりと、団体競技も含めた運動会を開催しているそうです。徒競争においては、1位から3位まで表彰をして賞状を配って、4位以下については努力賞ということで、賞状を全員に配るという運動会を開催しているそうです。

そこで、このAとBという学校の運動会について、教育委員会としては、あえて、市立小学校にそんな大きな違いがあることについてどう考えるのか、お伺いをしたいと思います。

最後にします。

最後に伺いますけれども、今言ったように、AとBの小学校に通う子どもたちが一緒に塾に行く機会があるそうであります。

Aの子どもたちは家に帰ったときに、お父さん、お母さんに、なんでうちの学校は運動会形式でやっていないのと、そう言われたときに、親は答えに困ったそうであります。私も、聞かれれば多分、困ります。

教育委員会として、先ほど、今、部長が言われたように、学校ごとの判断だから、校長先生の判断だから仕方ないねと言うのでしょうか。あるいは、地域の道路1本渡って、隣の小学校と違うことに対して、それも仕方ないねという答えを言うのでしょうか。子どもたちにとっては、小学校を原則選ぶことはできないわけですよ。そういうことであるのに、6年間というのはあつという間ありますから、先ほど言われたように、大切な行事の一つだと私は思います。

その意味で、教育委員会としてどう考えるの

か、お伺いしたいと思います。

●佐藤学校教育部長 今後の運動会の充実について、まず、お答えをさせていただきます。

先ほどのご質問とも関連いたしますが、運動会につきましては、かねてより日常的な教室での授業参観に比べまして、大変多くの保護者や地域の方々にお集まりいただき、見守り声援を送っていただく中で実施されてきたところでございます。

コロナ禍の制限のある開催であっても、実は多くの保護者の方が応援に駆けつけてくださり、子どもが全力で走る、踊る、あるいは学年を超えて協力し合うといった異学年での取組など、そういった姿を励ましていただくなど、学校、保護者等が一体となって子どもの頑張りを応援する貴重な機会ともなっていたところでございます。

先ほども申し上げたとおり、今後、各学校において、子どもが、学年を超えて協力することとか、地域の方々から応援をいただくことなど、運動会ならではの意義を踏まえて開催できるよう、全校の担当者が集まる研修会などの機会を通じまして、学校行事の狙い・意義を周知するとともに、各学校の参考となる事例や実施方法の工夫について普及啓発するなど、支援を進めてまいりたいと、このように考えております。

続けてよろしいでしょうか。高橋委員からのご質問ですけれども、こういった大事な意義があるという運動会につきまして、現在197校中、平日開催を行っているところが6校あります。

理由については、地域の中での学校ということで、小さい地域で開催しているという地域性を踏まえて、地域と一緒に運動会を平日のほうがやりやすいと、地域の方も来やすいというような理由で開催している学校ですとか、グラウンド工事や、校舎建て替えですね、これの関係で、4校が平日の開催というふうなことで工夫をさせていただいているということ。あと1校は、学校の中で様々なプログラムについて話し合いをした結果、そういうような開催の仕方にしたというようなことで、幾つか状況は違っております。

また、二つ目の、A校、B校といった幾つかの方法があることについてのご質問だと思いますけれども、コロナ禍を経ましてプログラムを様々見直した結果、運動会の実施方法について、時間をかけずに、効果を減らさずに実施できるものもあるということで、時間が大分短縮されたという経緯があります。

例えば、入場行進など、ぐるっとトラックを1周するというので時間がかかっていたものを、甲子園方式で一遍に保護者に向かって入場するか、様々な工夫をする中で、時間の効率化が図られたなどといったものもありますけれども、実際のプログラムの中身につきましては、先ほど申し上げました、運動会の主たる目的である運動に親しむ態度ですとか体力の向上に少し重心を置くのか、あるいは責任感、連帯感の涵養といったところに重きを置くのかなどによって、学校ごとにちょっと色合いが違ってくるといことは実際、学校の判断としてあり得ることであると認識しております。

体育発表会という形で実施しているところにつきましては、どの子ども日頃の体育で、徒競走で練習している成果を皆さんの前で披露したい、そして応援していただくというような狙いで、体育発表会のような形で、タイムを計りながら記録と勝負と、自己ベストといったような考え方を取り入れながら実施しているというところで、先ほどの、運動に親しむところでどの子ども運動が好きになってほしいといったような目的で実施しているところがございます。

一方で、行事の狙いを連帯感ですとか責任感ですとかそういったところに置く場合は、児童が運動会の準備にもかなり深く携わったり、お互いに応援し合ったり、簡単に応援合戦をしたり、あるいはリレーも取り入れながら連帯感を高めていくというような取組を工夫しているところもございます。

どちらが最適であるかというところ、なかなか難しいところではありますが、先ほど答弁させてい

ただきましたように、地域からの応援をいただく。保護者からの応援をいただく。そして、地域や保護者の方々からの声を踏まえながら、よりよい行事の在り方について検討していくことが重要であると思っておりますので、コミュニティ・スクールの仕組みも活用しながら、学校がよりよい学校行事へと高めていけるように、私どもも助言・支援してまいりたいと思います。

また、お子さんが実際なぜ隣の学校と違うのかといったような疑問を持つというようなことにつきましても、札幌市が取り入れますコミュニティ・スクールにつきましても、子どもたちの声を学校運営協議会という会議の中に反映させる場面も積極的に取り入れようということで考えておりますので、長い将来を見据えながら、よりよい行事の在り方を、子どもたち、保護者、地域と一緒にになって学校が考えていくと、こういった取組を進めてまいりたいと考えております。

●山田一郎委員 佐藤部長、いろいろとありがとうございます。

本当にたくさん答弁いただいたので、今、私の中でも、ちょっと入ってくるのに少し時間がかかっているところはあるんですけども、運動会における学年を超えて協力すること、また、地域の方々から応援をいただくことという運動会ならではの意義、これを踏まえて答弁のありました全校の担当者が集まる研修会などを通じて、学校行事の狙いや意義を周知して、事例を工夫・共有していくということでありました。

今の答弁でもありましたとおり、コミュニティ・スクールの仕組み、これからどんどん始まってくると思いますので、日頃から子どもたちに関わってくれている、関わろうとしている地域の皆様もいると思うのですけれども、ここにやっぱり場をつくっていくということも意義があるものだと思います。

まさにこれが運動会、授業で育ちにくいながらですとか関係性、これを育てていく場であるという本質的な意義そのものだと考えております。

今、いろいろありましたけど、やっぱりコロナ禍で縮小された運動会、このままでいいのかというと、やはりいろいろと多分、我々、委員の中でも声を聞いているところもありますし、やはりもうちょっと昔のほうがいいんじゃないかと、いっぱいいろんな意見があると思うんです。

やっぱりこういったものを定着するのではなくて、今こそ改めて、運動会ならではの価値、こういったものを取り戻していくことが重要であるかなと考えています。

ですので、教育委員会の皆様におかれましては、やっぱり、なるほど、こういった運動会にしようというような、こんなような実感を持って動き出せるように、この継続的な伴走支援と、また山根教育長におかれましても、校長会等でやっぱり校長先生の部分も大きいと思いますので、こういったところも伴走支援をお願いして、私からの質問を終わります。

●うるしはら直子委員 私からは、札幌市の学校給食施設の建て替え、主に老朽化対策について質問いたします。

まず、札幌市の学校給食は、昭和26年、1951年に、パンと汁物を中心としたおかずが始まりまして、昭和47年、1972年には全ての小学校で、平成5年、1993年には全ての中学校で、それぞれ主食、牛乳、副食をそろえた完全給食を実施してきたという歴史がございます。

この間、時代の流れや食生活の変化にも応じながら、学校給食法の掲げる子どもたちにとって適切な栄養摂取による健康の保持、また増進、そして健全な食生活を営む判断力の形成といった様々な目標に沿って、都度、献立の充実といったものも図られてきました。

あわせて、この学校給食は子どもたちの健やかな成長を支え、また食育を推進するといった上でも、教育現場における極めて重要な役割を担っております。

こうした歴史などを前提にしまして、本日は私も22年間お世話になってきた給食現場、さきの代

表質問でもいただきましたが、この給食室の建て替え、そして、この老朽化対策について改めて細かく確認していきたいと思えます。

まずは、代表質問でも触れましたけれども、現在、この給食を提供する現場であります各学校の給食室においては、築30年を超える学校が100校を超えており、施設・設備の老朽化が著しく進行しているものと認識しております。

未来の子どもたちへ、安全・安心でおいしい給食を持続的に提供していくためには、この老朽化対策は待ったなしの課題であると考えます。

そこでまず、改めて本市の学校給食提供における現状の課題についてどのように認識されているのか、伺います。

●木戸学校支援担当部長 本市の学校給食提供における現状の課題についてでございます。

現在、新たな給食室の整備につきましては、校舎の新築に合わせまして年2校程度の実施を予定しておりますが、調理校160校のうち100校以上で築30年を経過しておりまして、このままでは老朽化のスピードに更新が追いつかないということに強い危機感を持っております。

実際に更新が追いつかないことで、設備の故障により、例えば令和元年度には100日間、延べ10万食程度メニューの変更を余儀なくされるなど、給食提供に影響が生じた事例が発生しているところでございます。

加えて、本市における今後の人口減少を見据えた場合、調理員をはじめとする給食提供を支える担い手の確保についても、中長期的に大きな課題になってくるものと認識しております。

●うるしはら直子委員 給食室の深刻な老朽化、そして、それに伴うメニュー変更ですとか給食停止に関わるリスク、これがあって、それが増大の見通しがあるということ、そしてまた、あわせて、将来的な担い手不足という点を深刻な課題と捉えているとのことでした。

この学校給食のメニューの変更、これはなかなか一般のところと違って、給食についてはいろん

な定めがありますので、例えば変更するとなったときに、学校の管理職と栄養教諭、栄養職員の方が、業者ですとか学校間の調整をします。そして調理員は作業工程を変更する。そして、さらには学級や保護者に宛てても文書等を通知するなど、様々な対応をたくさん図らなければなりません。場合によっては、冷凍で溶かしてしまったものですとか、食材を処分するということにもなりますので、大きな課題を抱えていると感じています。

また、調理員の成り手不足、これはもう本市に限らず全国的な課題となっておりますので、私も、これも喫緊の課題だと思います。

こうした中には、やはり仕事のきつさとか、そういったこともあります。重要な課題だと思っておりますけれども、こうした課題を踏まえまして、次には対応について伺いますが、これらを含めて、本市は昨年度に調査を行ったと聞いています。

そして、さらに今年度、持続可能な学校給食提供の在り方を検討するため有識者会議を設置し議論をしていると承知しています。

さきの代表質問の答弁においては、この会議の意見を踏まえつつ、今年度中に安定的に給食を提供していくための方向性を定めてまいりたいとのことでした。

そこで質問ですが、この有識者会議でどのような議論がなされているのか、また、そして今後どのようなスケジュールで検討を進めていくのか伺います。

●木戸学校支援担当部長 有識者会議の議論と、今後のスケジュールについてでございます。

昨年度、外部のコンサルタントにより、持続可能な学校給食提供の在り方に関する調査を実施したところでございます。新たに給食センター方式を導入し、学校給食室における現行の調理方式と組み合わせ、給食提供を継続していくことが望ましいとの考察が示されております。

今年度の有識者会議では、これを踏まえまし

て、先進的な取組を行う他都市の給食センターの視察や本市の調理校の視察も行いながら議論を深めているところでございます。

具体的には、給食センター設置による施設集約化のメリットや給食の質の維持に対する懸念など、様々な意見が出されているところでございます。

今後示されます検討会議の意見を踏まえながら、給食センターの新設も含めて、持続可能な学校給食提供の在り方について検討いたしまして、今年度中には一定の方向性を示してまいりたいと考えております。

●うるしはら直子委員 コンサルの調査の結果を踏まえまして、有識者会議の検討状況、また、その中においても給食センター、この方式の導入が検討対象になっている旨は理解いたしました。

このコンサルの調査ですけど、私も中間報告と最終報告のほうをしっかりと全て読ませていただいて、確かに納得できるところがたくさんあって、そうだなという実感もあるんですが、一般的に全国的に共通的な結果なのかなということを、私は感想として持っていました。そして、今この有識者会議で検討しているということで、確かにこの給食センター方式はたくさん利点がありますね。ですが、しかしこの給食センターだけで本市の給食提供の全てを実施するという事は難しいことと思います。

現在、本市では1日に14万食程度の調理を行っています。一般的に他の政令市における大規模な給食センター、この供給能力は1日約1万3,000食から1万5,000食程度です。単純に計算しますと、センターの能力、これをフル活用できたとしても、本市に9か所から10か所程度の給食センターが必要ということになります。土地の確保ですとか、また場所ですね、そして搬送、費用面など、様々な事情から、市内にこれだけの数の施設を設備するというのは、さすがに現実的ではありませんので、当然学校内の給食室の整備も引き続き行っていく必要、これがありますが、その際

に、子どもたちに提供する給食内容、いわゆる給食の質、ここに差が生じること、これは避けなければならないと考えます。

仮に、本市にセンター方式を導入する場合、解消すべき様々な課題があります。例えば、自校方式のよさである、温かいものを温かく、そしておいしく、つまり出来たての手作りの給食をすぐに提供できるといった給食の質の確保、これが難しくなるのではないかと、こういうことを懸念しております。

また、この大量の給食を各学校へ時間どおりに安全で安心に配送できるかという配送面での懸念、特に積雪寒冷地である、降雪量も多い本市においては、冬期間の配送が大変懸念されます。

加えまして、大量調理を行うその施設へ食材の調達や、また、朝、ラッシュ時に食材をきちんと届けること、これが安定的に実施できるのかという懸念もあります。

そこで質問ですが、本市で仮にセンター方式を導入する場合における質の維持、あわせて、冬期間を含む配送、食材調達といった課題について、現時点でどう捉えているのか伺います。

●木戸学校支援担当部長 給食センターを導入する場合の給食の質の維持、配送、食材調達といった課題についてのご質問でございます。

本市の学校給食においては、適切な温度管理など、給食の質の維持、冬期間を含む確実な配送、さらには給食に使用する食材の安定的な確保のいずれも大変重要なものと認識しているところでございます。

本市で給食センターを導入する場合には、これらの課題に対応している他都市の事例を参考にしながら、本市の実情に合わせた具体的な対応策を検討していくことになるかと考えております。

●うるしはら直子委員 どれも大切と考えているということと、本市の実情に合わせた具体策を考えていくということでした。あくまで導入する場合の仮定でありますので、まだ具体的な展開はないということで、現時点での課題認識として

受け止めさせていただきました。

これまで道内や他都市でこのセンター方式の導入が進む中、本市が自校式を維持し続けてきた、そこには、そこに合った理由というものがあって、また、そこには地域事情によるところが大きくあったと私は思っています。本市の積雪量ですとか、交通量、学校数の多さ、そしてまた特色あるご当地献立であったり、磁器食器を使用しているといった本市独自の事情を鑑みれば、課題を挙げれば切りがございません。

指摘と要望は最後にさせていただきますが、センター方式の導入の検討に当たりましては、例えば、保温性能を実際に検証するですとか、あと、冬期間の配送時間を加味した具体的かつ確実な搬送計画、これを検討してみるだとか、他都市にはない課題解消に向けた綿密な検証が必要である、このことは指摘しておきたいと思えます。

もう一点、確認させていただきます。

先ほども課題として挙がっていました、働く方々の人材確保についてです。

大量調理を行う給食センターでは、学校の給食室における配置人数とは比にならない規模の調理員数を要します。今年私が視察しました、まず、帯広市の給食センターなんですけど、そちらは1万2,500食調理しております、そこには調理員数は120名です。釧路市、こちらを視察させていただきましたが、こちらは1万食弱の食数、ここに約80名でございました。

これは、本市においては直営の調理員の基準ということになりますが、ここは配達、配膳もしているんですけど、約1,200食で6名から8名という定数になっています。1万2,500食となると、約80名程度でしょうか。これが今、札幌市というだけで、当然働く時間帯なども条件が違いますから、これだけで一概には言えないんですけども、この人数の確保、これが可能であるかが大変気がかりです。

また、配送のドライバー、皆様もご存じのように、運送関係の皆さんも本当に人手不足の中です

から、同様な懸念がございます。

そこで質問ですが、今後生産年齢人口の減少が見込まれる中で、給食センターを導入する場合に必要な人材の確保について、現時点でどう考えているのか伺います。

●木戸学校支援担当部長 人材の確保についてのご質問でございます。

給食センターの運営に必要な人員は、その施設における提供食数、献立の数、アレルギー対応などに影響されるため、一概には言えないところでございます。

給食センターの導入を進めていく場合には、調理員、配送ドライバーの確保に当たり、他都市の事例を参考に、施設集約化のメリットを生かした効率的な運営方法を検討してまいりたいと考えております。

●うるしはら直子委員 必要な人員は一概には言えないとのことでしたけれども、ご答弁にありましたとおり、本市が目指すきめ細やかな献立の数ですとか、アレルギー対応、これを考えたときには、いずれにしても、相当数の人数を確保しなければいけないということは明確でございます。

この部分に関しましては、例えばセンターがどうか、建て替えがどうかの前に、もう今からでもすぐに対応が必要だと思いますので、しっかり検討いただきたいなと思っております。

本日このやり取り、質問を通じまして、仮に給食センター方式を導入するとなった場合、この質の維持、冬期の配送、そして人材確保と、本市ならではの乗り越えるべき課題が山積している、こうしたことが改めて確認できたと思っております。私、決してセンター方式の導入を完全に反対しているということではありません。ただ、これだけの課題があるということは慎重に考えていただきたいなと思っております。

こうした課題を安易に捉えれば、給食の質、これは即、低下します。これは他都市の例ではございますけれども、例えば調理時間ですとか人手の課題から、豆腐ですとか、揚げですとか、野菜、

これは冷凍のカット野菜、乾燥のものを使用したり、また、調理済みの製品を再加熱するだけというクックチル、ご存じでしょうか、真空パックに入れて、もう調理済みのお魚ですとか肉だとかを温めて数えるだけという、それが主食になっているというところも、そうせざるを得ない都市もあります。

また、搬送距離が遠かったり、時間があるということで、今、本市では、昆布だとか、かつおだとか、鶏ガラでスープを取っていますけれど、それを粉末のだし、そして顆粒のスープを使用せざるを得ない、そうした自治体も実際にございます。

私がこの冒頭で本市の給食の歴史に触れましたのは、これまで札幌市が子どもたちのためにと工夫を凝らし、守ってきたこの給食の質を、施設の老朽化や、またコスト削減、これを理由に低下させてはならないという、そのただ一点でございます。

先日、学校の給食展がチ・カ・ホでありました。これは毎年、学校栄養士の皆さんが、教育委員会や、今回は経済観光局の方もいましたけれども、実際の給食を並べながら、歴史やこうした札幌市の給食の紹介をするところなんですけど、そこに私も行ったところ、地方から来た観光客の方がいて、札幌すごいね、ということをしていました。そこにそばにいたお子さん、小学校のお子さんなんですけど、何とそのお子さんが、得意げに、誇らしげに、そうでしょ、おいしいんですって、笑顔で答えるんですね。こうして子どもたちの中にも、その給食ということがちゃんと食育として生きている、これはやっぱり本市の大切にしていかなければならないことだと思っています。

こうした子どもたちに対してもそうですし、食育の面もそうですし、もう一点、ちょっとしつこいようなんですけど、本市の中で忘れてはならないのは、この飽食の時代、たくさんのお食事があの中で、この給食を経済面にかかわらず、命の一食に考えているという子どもたちも、少なからずまだ

いるんです。そうした子たちのためにも、この給食の質はしっかりと責任を持って、本市で守ってほしいと思います。

この老朽化対策は待ったなしですが、だからといって集約化のみを追求し、安易に他都市の事例に当てはめるのではなく、本市が培ってきた給食の質を担保して、安全・安心な給食提供を進めることが大前提です。そして、多機能化など、これも大切なんですけど、考慮するのはその大前提が全て解消した後の話であると、厳しく指摘をさせていただきます。

2点、要望を申し上げまして、質問を終わります。

1点目に、給食センター方式の導入を検討・維持するに当たりましては、コスト削減のみのことを追求するのではなく、先行する他都市、特に積雪寒冷地の事例を詳細に検証しまして、本市の実情に即した質の担保、冬期の配送、人材確保の具体的な課題解決策を綿密に検討することを求めます。

また、この検討プロセスにおきましては、これらの重要な論点について、保護者や学校現場、さらに関係事業者を含む様々な方の声を聞きながら、丁寧に議論を進めることを強く要望いたします。

そして最後に、この問題の本質ですけれども、築30年超、そしてそれが100校以上という、この喫緊の老朽化対策です。

答弁にもありましたとおり、現行の自校式の建て替え、年2校ペースでは老朽化のスピードには追いつかない。かといって、大規模な給食センターの新設も、仮に導入するとしても、相当な時間がかかります。つまり、どちらか一方の方式だけでは、この喫緊の課題は解消しません。あくまで安全で安心な給食を持続的に提供するという目的に立ち返り、現行の自校方式の建て替えの促進、そして、今回議論になっている大規模センター方式の導入検討と並行しまして、例えば、親子方式、この在り方をまた少し大きく捉えて考え

るとか、複数の学校をカバーする小規模な共同調理場、こうした設置など、多様な選択肢を最適に組み合わせまして、老朽化対策のスピードアップをいかに図るかということが必要だと思います。

加藤副市長も教育長も、この子どもたちが10年、20年先にも、札幌市の給食っておいしいんだと笑顔で言えるような、そうした体制を考えていただきたいと思います。

今後は、その具体的なロードマップを本市の計画として策定して、実行に移すよう強く求めまして、私の質問を終わります。

●松原淳二委員長　ここで、およそ20分間委員会を休憩いたします。

---

休　憩　午後3時16分

再　開　午後3時40分

---

●藤田稔人副委員長　委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

●竹内孝代委員　私からは、小中学校の校外学習について質問いたします。

校外学習は、教室を離れて実際の体験を通じて学ぶ大切な教育活動です。社会見学や職業体験、スキー学習、宿泊学習や修学旅行などを通して、子どもたちは視野を広げ、豊かな人間性を育むことができます。まさに子どもたちにとって、一生の思い出にもなる貴重な機会であるというふうに思っております。

今年の1定予算特別委員会で、コロナ禍で一時停滞していた校外学習の現在の取組状況や、また、社会情勢の変化による校外学習への影響と対応について質問いたしました。教育委員会からは、様々な工夫を重ねながら実施していること、そして、現状の把握と対応策の検討を通じて、学校支援を進めていく旨の答弁をいただいたところです。

このときの質疑の背景に、現場からの切実な声があるのですが、その後も私のもとには、学校や保護者、さらにはバス・旅行者などから、この

校外学習、特に宿泊研修や修学旅行に関する厳しい実態の声が寄せられているところであります。

物価やエネルギー価格の高騰が長引く中で、保護者の経済的負担は重くなっております。また、バス・旅行会社からは、運転手の担い手不足やインバウンド需要の増加によって、受注の調整に苦慮しているなど、様々な観点からのご意見をいただきました。

そこで、まず初めの質問ですが、校外学習における保護者負担額はどのように設定しているのかお伺いいたします。

●佐藤学校教育部長　校外学習の保護者負担額の設定について、お答えいたします。

校外学習のうち、宿泊研修、見学旅行の宿泊的行事の費用につきましては、保護者の負担軽減を図る観点から、平成30年からは、教育委員会として、児童生徒1人当たりの費用について、一律の上限額を設定し、学校に示してきたところでございます。

しかしながら、近年、市場価格の上昇に加え、学校によって児童生徒数や行き先などが異なる中で、一律の上限額内で計画することには難しさがあるとの声もあり、令和6年度、上限額として示していたものを、基準額というものに改定いたしました。この基準額というものにつきましては、費用の目安として示したもので、これにより、学校が上限額のみ縛られることなく、学校の実情や狙いに応じた計画を立てることができるようにしたところでございます。

なお、現在、基準額は、宿泊研修と見学旅行の合計額で、小学校では3万円、中学校では8万4,500円というふうに設定しております。

●竹内孝代委員　宿泊的行事費については、今、平成30年からは一律の上限額を設定したこと、また、市場価格の上昇とか学校の事情を踏まえて、昨年度から上限額というものから基準額へ発想を転換したということで、いろいろ工夫しながらされてきたこと、また、小中学校のそれぞれの金額についても分かりました。

この旅行的行事の費用というのは、私費として保護者が負担しておりますが、子どもの教育に関する重要な支出であるというふうに思います。

令和6年度にこの基準額に変更して、その実態はどうなのか、また、必要な援助や費用の内容について、もう少し明らかにしていただきたいと考えます。

そこで、質問ですが、この小中学校の校外学習の保護者負担額について、それぞれ平均額はどのくらいなのか、また、費用の内訳の割合について、また、支援、援助等について、その実態をお伺いいたします。

●佐藤学校教育部長 小中学校の校外学習の保護者負担額の実態についてでございますが、令和6年度の宿泊研修、見学旅行を合わせた保護者負担の平均額は、小学校が2万7,825円、中学校は7万9,300円となっており、費用の内訳につきましては、宿泊費と交通費がそれぞれ約4割程度でありまして、2項目で旅行費用の8割程度を占めております。

なお、非課税世帯や就学援助を受けている世帯については、これまでも見学旅行の実費相当額を支給するなど、必要な援助を進めてきております。

令和7年度は、前年度よりも金額が上がっている学校が多くなってきておりますが、各学校の努力、関係業者等の協力もありまして、平均額で見ますと、市の定める基準額とほぼ同程度の範囲で実施されている状況でございます。

●竹内孝代委員 令和6年度の宿泊研修、見学旅行について、今、基準額と平均額の実態というのは僅差であるということが分かります。学校が工夫をされているということと、また、この旅行会社等の事業者によるご協力のおかげだなというふうに思っておりますし、保護者の費用負担軽減に努力されているということは受け止めております。

しかしながら、この様々な課題が継続して存在しているということも確かであります。私のもと

に寄せられた声の中には、支払ができないことが理由で、この校外学習に参加できなかった児童がいたとのお話も聞きました。

この就学援助対象の世帯へは、今答弁いただきましたけれども、やはりこの見学旅行の実費相当額を支給し、援助ができておりますものの、それ以外の世帯で、家庭の事情によって参加を断念せざるを得ない児童が存在するという事実に対して問題意識を持ちます。

教育委員会や事業者にお聞きしたところ、事前の出欠調査、また当日の欠席児童数には、疾病や不登校も含まれているため、経済的理由で欠席するという児童数の実数は不明であるとのことでありました。また、家庭側が事情を説明せずに、欠席を希望する場合も考えられるということで、実態が表面化しにくい現状であるかなというふうに思います。

また、先ほど答弁にありました、この費用の8割が宿泊費と交通費であるということでありましたけれども、この近年の交通費や宿泊費の高騰というものは、大変に大きなものであります。各学校では、費用を抑えるために、本来行きたかった場所に行くことや、食べさせたい食事内容を諦めざるを得ない状況ではないか、また、当初の行事計画を変更するなど、過去の校外学習と比べて、質の低下につながっているのではないかとというふうに懸念しております。実際に、学校側からも、事業者側からも、そうしたお声も聞いているところでもあります。

そこで質問ですが、保護者の費用負担の現状と、行事の質への影響を踏まえて、教育委員会として今後どのように取り組むお考えなのかお伺いいたします。

●佐藤学校教育部長 教育委員会の今後の取組についてでございます。

教育委員会といたしましては、子どもの体験的な活動として、大変貴重な意義を有する見学旅行等の行事が着実に進められるよう、まずは基準額に改定した趣旨を改めて周知を図るとともに、各

学校の実情に応じて助言を行うなど、支援してまいりたいと考えております。

また、今後は見学旅行の費用に係る市場調査を踏まえて、適正な基準額を見定めるとともに、学校や保護者、関係業者の方々から意見聴取するなどして、年間を通じた様々な保護者負担全体の軽減に向けた方策について検討を進めてまいります。

●竹内孝代委員 ありがとうございます。

今後は市場調査、そして関係者への意見聴取を通じて、負担軽減に向けた検討を進めてくださるということでありました。

また、今、年間を通じた様々な保護者負担という言葉がありましたけれども、これは校外学習に限らず、例えば教材費など、他の教育関連費も含まれた全てであるのではないかなというふうに理解いたします。

意見聴取等によって、学校ごとの対応の違いというのを把握できるのではないかなというふうに思っております。共通化できるような支援策については、市内全体で統一的に取り組むことも必要だと思えます。

例えば、徴収方法については、学校によっては分割払いと一括払いがあるなど、その方法も様々だというふうに聞いております。

また、修学旅行だけでなく、スキー学習なども含めると、貸切バスの予約難、また料金の高騰など、学校単独では対応が困難な課題も継続していますので、前回の質疑でも申し上げたんですが、市として、一括発注などのコーディネート機能をぜひとも検討すべきではないかなというふうに考えております。

この費用については、保護者負担とバス・旅行会社双方にとって、負担を強いられていることですので、改善が必要だというふうに思っております。

こうした課題の解決とともに、本来、義務教育に係る学習関連費というのは、国や行政が責任を持つべきものだというふうに考えます。家庭の事

情によって教育の機会を失うような児童は一人も出してはならないというふうに思います。

市内の宿泊研修、見学旅行費用の市としての総額がどのくらいなのか、教育委員会にお聞きいたしました。小学校では約4億1,600万円、中学校では約11億5,900万円、合わせて約15億7,500万円とのことであります。年間の他の費用を含めれば、それ相当の額となるのではないかなというふうに推測いたします。

児童生徒が等しく教育を受けられる環境整備は何よりも重要であり、先般、文科省との勉強会の中でも、学校教育に係る保護者負担額について、国による調査を始めたとも聞きました。

また、実際に、青森市や、また足立区などで、他の自治体では既に修学旅行などの保護者負担を軽減する補助制度を持っているところもあります。今後、本市による市場調査の結果、基準額を上げる必要があるということになったときには、まずはその上乗せ分を札幌市で負担するなど、そうした支援策から始め、段階的に補助額を拡充していくといったような制度設計を検討する時期に来ているのではないのでしょうか。

現に、本市は物価高対応の一つとして、質を担保するための給食費の上乗せ分を、国の支援の下ではありますが、市で負担しているという前例もありますので、検討は可能だと思えます。

こうした教育費の保護者負担軽減については、教育委員会だけで検討できるものではなく、札幌市との連携協力が不可欠です。まずは各関係への意見聴取による実態把握を丁寧にしていただくこと、そして、今後の方策を検討する中では、当然国への財政支援を求めべきだということと併せて、本市による支援策を具体的に検討していただくことを求めまして、質問を終わります。

●小須田大拓委員 藻岩高校と啓北商業高校の再編について質問させていただきます。

両校の再編につきましては、今後、中学校卒業者の減少が見込まれることから、札幌市全体としての市立高校の規模の適正化を図るため、機械的

な学級減ではなく、再編し、新設校として、充実した教育内容、そしてその教育環境を提供できるよう、令和9年度開校に向けて準備を進めているところでございます。

令和5年度に着手した施設の設計も完了し、今年の4月には高校再編準備担当課を新たに設置し、先月、公募の中から選ばれた、市立札幌彩輝高等学校という校名案が検討委員会から教育委員会に対して示されたところでもございます。

開校に向けた準備が進む一方、この建設工事について、今年7月に実施した最初の入札が不調となり、内容を見直して9月に再度実施した入札においても応札者なしという結果であったと聞いております。建物の完成時期にも大変影響があるのではないかと心配しているところでございます。

そこでまず最初の質問ですが、今回の入札不調の原因をどう分析し、それを踏まえて、次回の入札に向けてどのような改善策を講じるお考えなのかお伺いいたします。

●都築都市局建築部長 入札不調の原因と今後の入札に向けた改善策について、お答え申し上げます。

7月に行いました1回目の入札では、2者から応札がありましたが、いずれも予定価格を超過しており、不調となったところでございます。9月に2回目の入札を行いましたが、ただいまご質問にありましたように、応札者がなく、不調に終わったところでございます。

これらの入札不調の要因についてでございますが、昨今の社会情勢を背景とした、人件費やコンクリートなどの建設資材価格の大幅な高騰、そのほか建設業界におけます技術者の不足など、複数の事柄が影響したものと考えております。

そうしましたことから、今後の入札に向けた改善策といたしまして、深刻化する人手不足に対応するために、省力化した施工方法の採用ですとか、工事工程を改めて見直すことに加えまして、積算内容を精査するなど、設計内容の見直しを進めているところでございます。

●小須田大拓委員 次回の入札に向けまして、工事工程や積算の見直しに取り組んでいるということでしたが、新しい生徒が入ってくる令和9年4月開校というのは、変えようのないスケジュールとなっております。そこに向けて、もともとの予定では、今年の秋頃、まさに今頃から工事が始まることとなっておりますが、この二度の入札不調の影響で、着工自体が後ろにずれることが確定いたしました。果たして完成時期の見通しはどうか、事業全体のスケジュールがどの程度変更となるのか、非常に気になるところでございます。

二つ目の質問ですが、今後の工事工程の見直しにより、校舎の完成時期はどのようになる見通しなのかお伺いいたします。

●都築都市局建築部長 校舎の完成時期の見通しについて、お答えいたします。

当初想定しておりました工期は、令和7年10月着手、令和9年11月竣工としておりましたが、先ほどお答えいたしましたとおり、現在具体的な工期も含めた設計内容を見直しているところであり、今年度中の工事着手は見込めないことから、校舎の完成時期は令和10年度にずれ込む見通しでございます。

●小須田大拓委員 建物の完成時期が令和10年度に遅れる見込みであるということでございます。

もともとの計画では、令和9年4月の開校後も、旧校舎を使用しながら、その年度内に新校舎へ引っ越しをする予定となっておりましたが、工事の延期に伴い、現在の藻岩高校の校舎を使う期間が長くなります。藻岩・啓北再編新設校の1期生で見ますと、入学してから少なくとも1年以上、藻岩高校の校舎を利用することとなり、工事の影響が出てくるのではないかと危惧しております。

そこで、三つ目の質問ですが、建物の完成時期の遅れに対して、どのように生徒の学習環境への影響を最小限に抑える考えかお伺いいたします。

●佐藤学校教育部長 学習環境への影響とその

対策について、お答えいたします。

改めてですけれども、発展的再編校につきましては、普通科と商業科を併設し、単位制を導入することを想定しておりまして、これにより、現在の藻岩高校よりも開設する科目、これらを増やして、生徒のニーズに応える多様なカリキュラムを用意し、生徒の学びの充実を図る予定となっております。

この1期生が2年目となる令和10年度は、先ほど申し上げた単位制により、選択科目が増えますため、必要となる教室数も増加することから、工事の進捗状況を踏まえつつ、学期間で授業時間を柔軟に調整したり、あるいは近隣の代替施設の活用を図るなど、様々な工夫を図ってまいりたいと考えております。

加えまして、藻岩高校と発展的再編校の生徒が交流できる機会を意図的に設けるなど、生徒同士が安心感の中で学習に臨むことができるよう、学習環境を充実させてまいりたいと思っております。

●小須田大拓委員 開校後の授業への影響につきましては、様々な工夫を行って、安心して学習できるような環境をつくっていききたいという旨のお話でございました。

現在の藻岩高校のほうは、工事が始まる準備の段階から、敷地内のグラウンドやテニスコートが使えなくなるというふうに予定が立っております。完成までの期間でいうと、6年以上、体育の授業や部活動がまともにできなくなってしまうというふうにも聞いております。その間は、啓北商業の施設などを使えるように、移動方法を含めて調整すると、検討するという事も聞いてはおりますが、特に外で行う部活はその期間、自分の学校以外の場所でしか活動できないわけですので、かなり不便になることと思っております。

先日、今のテニス部の顧問の先生とお話したときも、その活動の仕方を大変心配されておりました。様々影響が出てしまうことはやむを得ない

ところではございますが、そんな中でも必死に取り組んでいる生徒たちが、少しでも部活動に打ち込める状況が整うように、最終的な工事終了までの期間、環境整備に気を遣っていただければと思いますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

●ふじわら広昭委員 私は、4項目質問します。

1項目めは、学校施設における照明器具のLED化について、2項目めは、市立の学校へのエアコン整備について、3項目めは、教員の採用について、4項目めは、市立藻岩高校と啓北商業高校の発展的再編についてです。

初めは、1項目め、学校施設における照明器具のLED化についてです。

最初の質問は、LED化の進捗状況と今後の計画についてです。

学校施設における照明器具のLED化については、省エネ化を目的として、2015年度以降、新改築時や照明器具の更新時に順次進めてきており、アクションプラン2023の計画の中にも組み込まれています。

アクションプラン2023では、計画期間の2027年度末、令和9年度末までに、学校におけるLED化の照明器具の割合を75%とする整備目標が掲げられており、その進捗状況が気になるところであります。

そこで、質問ですが、2024年度決算におけるLED化の進捗状況と今後の計画について、まず伺いたいと思います。

●木戸学校支援担当部長 LED化の進捗状況と今後の計画についてのご質問でございます。

令和6年度末時点でのLED化率は、校舎棟で約50%、体育館では約40%でございます。アクションプラン2023の計画期間である令和9年度までに、校舎棟で約9割、体育館で70%のLED化を計画どおり終える予定でございます。

また、札幌市気候変動対策行動計画の目標を踏まえまして、令和12年度までに全校の照明器具のLED化を終える予定でございます。

●ふじわら広昭委員 次の質問は、LED化を進める上での課題とその対応についてです。

学校施設のLED化は、脱炭素社会の早期実現に向けたさらなる省エネルギー化や、児童生徒の学習環境の改善にもつながるため、計画的に進める必要があります。

一方で、国の2025年度交付金の未採択問題や、建設業界の人手不足などによる入札不調など、LED化を進める上では、様々な課題があります。

そこで質問ですが、今後の学校施設における照明器具のLED化を進める上での課題とその対応について伺います。

●木戸学校支援担当部長 LED化を進める上での課題とその対応についてでございます。

令和7年度は、校舎棟65校、体育館29校の工事のうち、校舎棟で36校、体育館で16校が受注に至っている状況です。

国の学校施設環境改善交付金の未採択により、残りの校舎棟29校、体育館13校の工事が未着手の状況になってございます。

今後、交付金の採択時期によっては、令和8年度に工事を1年先送りすることも見込まれ、業務量の集中が懸念されますが、発注時期を分散するなど、着実に進めてまいりたいと考えております。

また、今年度は、設計業務の担い手不足の影響により、再入札後、校舎棟21校、体育館8校の設計業務が不調となっております。これに対しては、発注部局において、設計業務を受注してもらえるよう、照明器具の詳細位置図の代わりに、照明器具の種類、数量等を記載した一覧表に置き換えることにより、設計図を簡略化するなど、負担軽減を図っていくところでございます。

今後も様々な課題に対応しながら、計画的に進めてまいりたいと考えております。

●ふじわら広昭委員 国の交付金の未採択問題がありますけれども、我々議会としても、これがしっかりまた復活するように取組をしていきたいとは思っていますので、教育委員会としても、そうし

た取組を進めていただければと思います。

また、電気料金は、LED化することによって、小規模校でも、最低、年間で80万円から100万円、大規模校でも120万円から150万円前後節約できるということでもありますので、可能な限り前倒しできるものについては、対応することを求めているとおきたいと思っております。

次は、2項目め、学校施設におけるエアコン整備についてです。

最初の質問は、普通教室におけるエアコンの整備計画に基づく進捗状況についてです。

札幌市では、近年の夏の気温上昇に伴う学校施設の暑さ対策として、2027年度末までに、全市立学校、幼稚園の普通教室などへの常設エアコン整備を計画的に進めています。

この事業は、約300校という大規模な整備であり、工期内の確実な完了のため、直営工事に加え、民間活力を活用するPFI手法を導入するなど、様々な工夫が凝らされていることは評価するところであります。

各校における具体的な供用開始時期の見込みについては、直営工事の対象となる112校について、2026年度夏までに供用を開始する予定になっております。

また、PFI事業の対象となる179校については、事業者提案により、全体的に前倒ししつつ、供用開始は2026年夏と2027年夏になると、この間、整備計画の説明を受けているところであります。

そこで質問ですが、普通教室などへの常設エアコン整備計画に関し、現時点での進捗状況と、今後の供用開始時期の見込みについて伺いたいと思っております。

●木戸学校支援担当部長 普通教室におけるエアコンの整備計画についてのご質問でございます。

普通教室のエアコン整備計画につきましては、当初、アクションプラン策定時において、令和7年度から年100校ずつ整備を行いまして、供用開

始は令和8年夏から令和10年夏となる予定でございました。

一方で、直営工事においては、施工者の協力等により、今年の夏までに36校前倒しし、合計59校で供用開始しているほか、PFI事業におきましては、令和9年夏までに整備を完了する事業者提案を受けまして、全体的に供用開始時期が1年前倒しとなる見込みでございます。

引き続き可能な範囲で前倒しを模索しながら事業を進めておりまして、令和8年夏で全体の約7割となる210校、令和9年夏で新改築等で同時整備をする4校を除く308校でエアコンが供用される見込みでございます。

●ふじわら広昭委員 次の質問は、整備時期の決定基準についてです。

私たちのところには、市民や保護者から、自分の子どもが通う学校の整備が遅くなっているのではないかといった不安や、なぜ隣の学校は早く、自分の子どもの学校は遅いのかといった、地域的な整備時期の偏りに関する懸念の声も届いているわけでありまして。

整備時期の決定には、電気容量や建物の構造など、学校ごとの技術的な制約が影響していると推察されますが、市民に対する説明責任との観点から、その公平性、合理性を明確にすることが重要です。

そこで、質問ですが、エアコン整備計画における各学校の整備時期の決定基準は、どのような考え方に基づいているのか伺いたいと思います。

●木戸学校支援担当部長 整備時期の決定基準についてでございます。

普通教室へのエアコン整備における対象校の選定については、令和9年度までに確実に整備を終えることを前提として整理してございます。

まず、直営工事の整備につきましては、学校の既存設備や構造等を踏まえ、早期の着手が可能である学校を抽出しているところでございます。

残るPFI事業での整備につきましては、より早期に整備することを前提として、提案事業者よ

り整備年度の選定を行っておりますが、スケジュールに支障のない範囲で、各区の整備率、学校種などのバランスなどを勘案して、調整を行ったところでございます。

●ふじわら広昭委員 次の質問は、整備機器の調達状況の把握についてです。

今回のエアコン整備のように、大規模な公共工事を実施するに当たっては、資材の高騰やサプライチェーン、受注した製品が製造された契約先に納品されるまでの混乱は、昨今の社会情勢において、大きな懸念事項であると認識しております。

この事業では、約300校、数千台のエアコン本体と、その附帯設備が必要となるため、機器の安定的な調達と確実な納品が、計画年度内での整備完了の鍵を握ると言えます。

特に電気設備工事においては、変圧器など、製造に時間を要することもあり、昨今の建設業界全体の需要を踏まえると、納期の遅延リスクを高める要因となり得ます。

そこで質問ですが、エアコン整備事業において、主要なエアコン機器や変圧器などの調達状況について、教育委員会はどのように把握しているのか伺います。

●木戸学校支援担当部長 整備機器の調達状況の把握についてでございます。

委員ご指摘のとおり、当該事業において導入機器の確保は、事業を計画どおり進める上で、肝要であると認識しております。

このことについて、今年度から整備が本格化しているPFI事業においては、事業者提案時に、エアコン本体の納入確約書をメーカーから徴取するとともに、複数メーカーによる相互の代替供給の確約も取っているところでございます。

また、製造に期間を要する変圧器につきましても、事業着手段階で必要な電気容量を計算の上で、先んじて機器の発注を行っているところでございます。

●ふじわら広昭委員 要望を申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

まず、1点目といたしましては、計画などでも、2026年あるいは27年の夏頃ということでありますけれども、ぜひともこの1学期終わりかけになりますけれども、6月中にこうした工事が完了するように、しっかりと受注業者との連携を取っていただきたいと思います。

また、先ほども申し上げましたけれども、私も議員にも、保護者から様々な意見が寄せられています。各対象となる教室にエアコンが設置されているのに、今年で言えば、7月の暑い時期になぜ使用できないのかといった内容であります。

こうしたことは、教育委員会にも直接連絡が入っていると思います。教育委員会では、このことについて、エアコン及び配管は設置されているものの、変圧器の取付けに時間を要している場合や、請負業者による試運転及び工事竣工に伴う提出書類が遅れているために使用できない状況にあったということでもあります。

2026年度発注工事では、このようなことが再び起こらないよう、事前にPFIによる元請業者にとしっかりと伝達して、工事作業の効率化を求めているとおきます。

また、普通教室のエアコン整備については、計画どおりに進んでいるとのことでもありますけれども、全体の整備完了までは、あと2年弱要することもあり、児童生徒や保護者は大いに待ち望んでいる事業でありますので、2026年度当初に、今後予定されている学校に、再度、工事時期と使用できる時期を周知することを求めています。

また、教育委員会におきましては、計画年度内での確実な整備完了に向けて、適切な進捗管理をすることを求めて、次の質問に移ります。

次は、3項目め、教員の採用についてです。

最初の質問は、今年度の教員採用選考検査の実施状況についてです。

私どもの会派は、全国的に教員採用検査の志願率が低下する中、専門性の高い教員を確保するためには、教育採用検査の受検者を増やす取組が重要であると求めてまいりました。

2025年の予算特別委員会において、教員採用検査の受検者増加に向けた取組として、従前の大学3年生向けに実施していた前倒し選考に変えて、大学3年生などを1次検査の受検対象とした選考区分を新設するとの答弁がありました。

また、今年9月末には、今年度の教員採用検査の最終合格者の発表があったわけでもあります。

そこで、質問ですが、今年度の教員採用選考検査の実施状況について、まず伺いたいと思います。

●菅野教職員担当部長 今年度の教員採用選考検査の実施状況についてでございます。

今年度は、6月15日に従来の教員採用検査の1次検査に加え、新たに、大学3年生等が受検可能である、大学3年次プレ選考を同日実施いたしました。

従来の採用検査の受検者は1,272名で、そのうち、最終合格者は343名であり、昨年度実施の採用検査と比較すると、受検者が50名増加し、受検倍率も0.4ポイント増加したところでございます。

受検者増加に向けて、新たに行った大学3年次プレ選考の受検者は401名でございました。

●ふじわら広昭委員 従来の採用検査と、大学3年次のプレ選考の実施についての答弁がありました。

次は、今年度実施した採用検査の受検者増加の要因についてでございます。

全国的にも教員志願者が減少傾向にある中で、受検者が50名増加し、受検倍率も0.4ポイント上昇した要因が気になるところであります。

そこで、質問ですが、今年度実施の採用検査受検者増加の要因をどう分析しているのか伺いたいと思います。

●菅野教職員担当部長 今年度実施した採用検査の受検者増加の要因についてでございます。

昨年12月に実施した、大学3年生向けの前倒し選考は、受検者497名のうち410名を合格としたところですが、そのうち367名が、今年度実施の採

用検査を受検しております。

昨年度に引き続き、2年連続で学生の受検者数が増えていることや、前倒し選考合格者の約9割が、次年度の採用検査を受検していることから、前倒し選考の実施は、教員志願者の増加に効果があったものと認識しております。

また、昨年、実施した教員採用パンフレットの刷新や、公式ホームページにおける札幌市教職員採用ポータルサイトの新設、地下鉄車内広告や大型ビジョンを活用した採用広告の強化なども、受検者数の増加に寄与したものと考えております。

●ふじわら広昭委員 答弁では、前倒し選考の実施や採用広報などの強化などが、今年度実施の採用検査における受検者の増加に寄与したとの答弁でありました。

次は、教員採用選考に係る第1次選考の共同実施に関する本市の対応方針について質問いたします。

先日、文部科学省主導の下で、2027年度、令和9年度実施の教員採用検査から、1次検査の筆記問題を共通化する方針であると報道されています。

報道によりますと、現在、各都道府県、政令指定都市の教育委員会が独自に実施している教員採用検査の試験問題の作成を共通化する想定とのことで、現時点で、全国50の教育委員会が、この共同実施に参画意向であるとのことであります。

そこで、質問ですが、教員採用検査に係る1次検査の共同実施に関する札幌市の対応方針について、まず伺いたいと思います。

●菅野教職員担当部長 教員採用検査に係る第1次選考の共同実施に関する本市の対応方針についてでございます。

現在、文科省主導の下で、教員採用試験の問題の共通化に向けて議論されているところでございます。

この取組は、複数の自治体や外部機関が、問題の作成、確認に携わることによる試験問題の質の向上や1次検査の作問負担の軽減に伴い、2次検

査における人物重視の丁寧な選考の実現などが目的とされております。

この実施目的は、人物重視の観点を大切にしている本市の選考判定基準に合致することから、現在、教員採用選考の共同実施に関する自治体協議会に参画し、試験の実施日程や科目等について協議を行っているところでございます。

今後も、自治体協議会で引き続き精力的な議論を重ねながら、令和9年度からの共同実施に参画するかどうか、札幌市としてしっかり判断してまいります。

●ふじわら広昭委員 札幌市においては、現在、共同実施に関する自治体協議会に参画しているとの答弁でありました。

次は、試験問題の共通化の懸念について質問します。

この取組は、問題の作成にかかる負担が軽減され、それにより丁寧な2次検査などの実現も期待される一方で、試験問題の漏えいリスクなどの懸念があります。

こうした取組には、報道によると、教育委員会関係者に加えて、民間の事業者も加わるという報道がされているところでございます。

こうした観点から、共通化された筆記問題で、札幌市立学校の特色を踏まえた独自性などを打ち出すことが可能なのか、さらに、共通試験問題のセキュリティー対策や漏えい対策は、文部科学省から何か提示されているのかなども気になるところであります。

そこで質問ですが、情報の秘匿性や自治体の独自性など、試験問題が共通化された場合の懸念についてどう考えているのか伺いたいと思います。

●菅野教職員担当部長 試験問題の共通化の懸念についてでございます。

この取組は、共通の問題をベースとはしつつも、自治体独自で問題の追加や改変をすることが可能と想定されているところでございます。

また、試験問題の漏えいリスクや出題ミスが発生した場合の対応、責任の所在等については、協

議会における論点として示されており、今後も継続的に議論されていくものと考えております。

委員ご指摘の懸念につきましては、自治体協議会の中で対応状況を見極めた上で、共同実施への参画を判断し、本市が求める優秀な人材を確保できるよう努めてまいります。

●ふじわら広昭委員 要望を申し上げて、最後の質問に移りたいと思います。

部長の答弁では、論点として、こうした漏えい問題などについての文部科学省の考え方が示されているということでもありますけれども、その具体的な内容がどのようになっているのか、今後まだ私も議会としてはしっかり検証していかなければならない課題であり、この問題については、引き続きまた今後の予算特別委員会や様々なところで議論を深めていきたいというふうに考えているところでございます。

次は、4項目め、藻岩・啓北商業高校の発展的再編について質問します。

最初の質問は、スクール・ミッション、学校の存在意義や社会的役割、目指すべき学校像に込めた教育委員会の考え方についてです。

来年度から、高校授業料の本格無償化が始まるわけでもありますけれども、こうしたことが進められますと、実施された場合に、私立高校を目指す生徒や保護者が増えるのではないかという報道も出ております。

今後の先行きについては不透明ではありますが、市立高校を取り巻く環境も変化していくのではないかと私も危惧しております。

こうした状況と重なる中で、札幌市では、2027年度に藻岩高校と啓北商業高校を発展的に再編し、新たな学校の設置に向けて検討を進め、先頃、スクール・ミッションが公表されております。

スクール・ミッションの策定には、多くのご苦労があったと思いますけれども、そこで、1点目の質問ですが、スクール・ミッション策定までの検討の経過について、まず伺いたいと思います。

●佐藤学校教育部長 藻岩・啓北商業の発展的再編について、お答えいたします。

スクール・ミッション策定までの検討経過でございますが、発展的再編校については、令和4年度に、各市立高校の教員から参加者を募りまして、検討会議を立ち上げ、新しい学校に期待される役割や教育課程編成に関する方針などについて議論を重ねてきており、その中で、スクール・ミッションについても併せて議論してきたところでございます。

検討会議では、高校と地域をつなぐコーディネーターという外部の方をファシリテーターとして招くなど、多角的な視点を意識しながら議論を進めてまいりました。

検討会議で議論した内容を、令和7年度には、新たに設置した高校再編準備担当課が引き継ぎ、教員の思いも大切にしながら、スクール・ミッションの策定につなげてまいりました。

●ふじわら広昭委員 現場の市立高校の教員からも意見を聞きながら進めていることは、とても大切なことだと思います。

発展的再編校については、我が会派において、今年5月の第2回定例市議会の代表質問で、どのような学校像を目指しているのか質問し、教育長からは、専門的なビジネス教育と地域での探究活動を掛け合わせ、様々な人々との対話や挑戦を重ねることで、多彩な未来を自分たちの手で創造できる人材の育成を重視し、地域に誇れる学校づくりに全力を尽くしていくという答弁がありました。

その後、地域と社会に学び、対話と挑戦を核とし、探究と実学、理論よりも実情に趣を置いた授業などを通じて、学びを深め合いながら本物の体験を積み重ね、多彩な未来を自分たちの手で創れる人を育成する学びの場というスクール・ミッションが教育委員会から示されております。

そこで、2点目の質問ですが、スクール・ミッションに込めた教育委員会としての考え方及びそれを実現するために目指すべき教育内容をどのよ

うに考えているのか伺います。

●佐藤学校教育部長 スクール・ミッションに込めた考え方と、それを実現するための教育内容についてお答えいたします。

発展的再編校のスクール・ミッションにつきましては、先の見通しにくい変化の激しい社会にあっても、たくましく生きていく人材を育成したいという考え方で策定したところでございます。

また、これまで藻岩と啓北商業の両校が築き上げてきた地域との関係性や教育活動の特色を継承し、発展させるとともに、普通教育と専門教育を相互に関連させる強み、これを生かし、生徒の学びを一層深化させたいという思いを込めたものでございます。

このミッションの下、新たな高校では、普通科と商業科の交流を通じて、互いを高め合い、多角的に物事を捉える経験とともに、南区はもとより、札幌市全体を学びのフィールドとし、地域や企業と協働した活動の経験を充実させるなど、本物の経験を積み重ねることができる教育内容を目指してまいります。

●ふじわら広昭委員 私ども議会も、発展的再編校の生徒たちが様々な経験を積み重ねることができるような学校になってほしいものと心から願っております。

さらに、普通科と商業科が併設されることから、普通科と商業科の交流も非常に重要だと思うわけであります。

また、目指している教育内容を実現するためには、2023年に策定した札幌市立高校教育改革実行プランにおいても触れられている、各学校の特色化の充実という観点が非常に重要になってくると思います。

現在も、学校教育改革実行プラン、この中には、基本的な方向性として、一つ目には、生徒の個性や能力を伸ばす質の高い教育の充実、二つ目には、社会に開かれた教育活動の推進、三つ目には、学校の取組を支える仕組みのことなどが、基本施策として9項目載っているわけであります。

こうした市立高校は、それぞれ特色を持った取組を進めているところではありますけれども、発展的再編校でも、新たな視点を持って、具体的な教育環境に関する検討を進めていく必要があると思います。

そこで、3点目の質問ですが、どのような特色のある取組を考えているのか、現時点での具体的な検討状況について伺いたいと思います。

●佐藤学校教育部長 特色のある取組の検討状況についてでございますが、現在、高校再編準備担当課におきまして、新しい学習環境づくりや、特色のある科目など、他都市の先進事例の調査研究を鋭意進めているところでございます。

具体的には、教科の専門的な内容をさらに深く探究する科目を全ての教科に設置することですか、さらには、複数の教科を連携させた独自の科目を設置するとともに、子どもたち自らの学習実践を教員が支えていくことのできる新たな仕組みづくり、こうしたものを進めていくということを検討しております。

こうした特色を広く理解していただくことも今後は重要と考えておりますことから、学校説明会や市立高校プレゼンテーション大会など、様々な機会を活用しながら、新たな学校の具体的な魅力を、丁寧かつ積極的に発信することも進めてまいります。

●ふじわら広昭委員 要望を申し上げて、質問を終わりたいと思います。

先ほども申し上げた高校教育改革実行プランの中の三つ目にあります、学校の取組を支える仕組みの構築、これについては、資料を見ますと、目標数値よりもかなり下回っている状況にありますので、まず市立高校全体のこうした支援体制というものを、教育委員会がしっかりと対応するように求めておきたいと思います。

次は、発展的再編校が生徒たちにとって魅力的で特色がある学校となることを願っておりますけれども、その魅力が入学を予定している生徒やその保護者に伝わることも非常に重要であり、分かり

やすい周知を求めておきたいと思います。

3点目は、高校授業料の無償化が実施された場合の影響などを勘案しながら、藻岩高校と啓北商業高校を発展的に再編した後も、それぞれの市立高校が魅力を持った学校となるよう検討を進めることを求めて、質問を終わります。

●前川隆史委員 私からは、夜間中学校について伺いたいと思います。

昨今、この教育分野におきましては、様々な事件や課題が、もう次から次と浮き彫りになったり、発生したり、山根教育長も大変ご苦労が多いかと思いますが、人間教育というのは最も尊い生業でございますので、どうかご自愛いただきながら、先頭を走って、みんなを引っ張っていただきたいなど、まず申し上げたいと思います。

先般、9月13日だったんですが、北海道夜間中学交流会というものにご案内をいただきまして、札幌遠友塾自主夜間中学35周年の集い、そういった意義も兼ねて集いが行われて、お招きいただきました。札幌市議会からも、私のほか、小形議員もいらっしゃいましたし、小竹議員も参加しておられました。

この集いは、自主夜間中学札幌遠友塾35周年、そういった意義も踏まえておりますので、自主夜間中学35年の歴史を振り返りながら、学びが人生を変えた感動的なエピソードが幾つも報告されまして、集った人たちも、涙、涙の、そういった集いとなりました。

35年前、この札幌遠友塾がスタートしたときのいろんなエピソードの報告なんかもありましたけど、今はなき市民会館の一室を借りて、そのときのことを振り返って、体験発表というのをやるんですけど、語られたご婦人だったかな、釧路からずっと通っていたと。釧路から、ちょうど民営化されたばかりのJRに乗って、そして夜間中学、遠友塾に札幌市民会館まで学びに来て、そして夜行バスで帰って、朝5時に釧路に着くと、こういったスケジュールというか、動きだったと。だけど、本当に楽しくて楽しくて、何もつらいなん

て思わなかったということで、学べることのこの喜び、この幸せというものを、もうしみじみと語っておられました。

また、先日、私の地元の地域の町内会の役員の方から、前川さん、夜間中学やっていたよねと、うちの町内にもいるよ、学んでいる人、ということで教えていただきまして、一応ご紹介いただいて、お会いする機会もいただきまして、ご婦人の方でしたけれども、ご主人も亡くして、これからどうしようかなといろいろ考えているときに、この夜間中学の話をつままたま私のチラシか何かを見て、こんなものがあるのかということで、星友館中学に入学されて、今もう日中はずっとお仕事されていますけれども、夜は星友館に通って、星友館の授業が始まる前、ちょっと時間があるんですけども、その時間も一人で喫茶店とかに入って、しっかり自習とかしながら、これも全然苦しくも何ともない、楽しいということで、充実しているという、そんなお話も伺いました。

いろんな方々に会って、夜間中学に学ぶ方々の人生の、それまでの生い立ちだとか、いろんなことを伺いながら、でも本当に健やかに、喜びに満ちあふれて学ぶ、そんな状況を伺いながら、この学びというのは、やっぱり単なる学びじゃないんだと、知識を学ぶためだけじゃなくて、本当にその人の幸福のために、この教育というのはあるんだということをしみじみと、またつくづく、改めて強く実感したところがございます。

そして、道内唯一の公立夜間中学校でございます星友館中学校は、令和4年に開校いたしましたので、4年が経過いたしました。生徒の状況も変化しているのではないかと、このように思います。

そこで、最初に伺いますが、開校当初と比べて、今年度の星友館中学校の生徒数がどのような状況になっているのか、また、年齢構成なども特徴的な変化があるのであれば伺いたいと思います。

●佐藤学校教育部長 生徒数等の変化について、お答えいたします。

生徒数は、令和4年の開校当初は66名、令和5年度は105名、令和6年度は110名、今年度は10月1日時点でございますが、100名の生徒が通学しておりまして、定員120名の範囲の中で安定的に推移しているところでございます。

年齢構成については、開校当初は50代と70代の生徒がそれぞれ13名と最も多かったところですが、現在は10代の生徒が22名と最も多く、次いで20代が21名となっており、年代の幅が若年層にも広がってきているところでございます。

●前川隆史委員 開校当初は中高年の方が大半を占めていたけど、今はもう若い10代、20代の方も増えてきて、年齢の幅が非常に広がってきたと、このようなお話でございます。

星友館中学校に通う方の状況も少しずつ変化していく中で、様々な事情を抱えて、義務教育段階において十分に学習することが難しかった方が増えてきているものだと思います。そうした生徒さんに対して授業を行う際には、他の小学校ですとか中学校でも今後参考となるような、様々な工夫をこれまでもされてきたんじゃないかと思えます。

そこで、2点目の質問でございますけれども、これまで星友館中学校では、どのような指導の工夫を行ってきたのか伺いたいと思います。

●佐藤学校教育部長 星友館中学校における指導の工夫についてでありますけれども、星友館中学校では、これまでも学びに困りのある生徒が安心して授業を受けることができるよう、教員以外の学習サポーターも活躍いただき、個に応じた指導の充実に努めてきたところでございます。

また、教職員におきましては、コースや教科の違いによって指導に大きな差が出ないよう、互いに情報交流を積極的に密に行うなどしながら、どの生徒に対しても分かりやすい授業の実現に努めてきているところでございます。

加えまして、昨年度は、学校運営協議会において出された生徒の声を受けまして、卒業後の進学等を見据え、一部の教科について、習熟度に応じ

て授業を選択できるようなコースを再編するなど、より学びを深めることができる環境づくりを進めてきております。

●前川隆史委員 ありがとうございます。

星友館中学校が様々な指導の工夫をしていると。また、生徒さんからの声も受け止めて、どこまでも、この学ぶ生徒さん中心の学校運営というか、教育の工夫をされているということを実感いたしました。

ぜひ市内のほかの小中学校にも、こうした取組を波及させていただきたいなど、このように思うところでもございます。

先ほどの答弁では、年齢構成にだんだん幅が出てきているとありました。10代、20代の方が増えてきているということでございましたけれども、昨今の、登校したくてもできない児童生徒の増加を考えますと、星友館中学校の役割は、今後一層重要になってくるのではないかと、このように思うところでもございます。

そこで、最後の質問となりますけれども、今後、星友館中学校に多くの若い世代の方々が入学を検討できるよう、どのような取組を進めていくお考えか伺いたいと思います。

●佐藤学校教育部長 若い世代に向けた取組についてですが、今年度から、登校したくてもできない中学生が、卒業後に改めて学ぶ場の選択肢の一つとして星友館中学校を検討できるよう、教員が市内の中学校を訪問いたしまして、学校長や進路を担当する教員に対し、特色ある教育活動について、広く伝える取組を始めたところでございます。

教育委員会としても、今後は不登校の生徒が学び直しの場の一つとして検討できるよう、教育支援センターなどを通じて、星友館中学校に関する情報を提供するなどの周知に取り組んでまいります。

●前川隆史委員 一般の中学からこの星友館へと、学び直すと、そういったコースというか、流れも行っているようでございます。

やはりこの星友館中学校は、単なる学び直しなどの場ではないかと本当に思っておりまして、人が生きていく力を得るといふか、まさに先ほども申しましたけれども、幸福になるための人間教育の学び舎だというふうに思っております。教育の分野のみならず、まちづくり全般に、ぜひ星友館中学の取組だとか知見というものを生かしていただくようお願いを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

●伴 良隆委員 まず、子どもをはじめ、様々な教育に携わっている皆様、いつもありがとうございます。

私のほうからは、安全マップ、それからコミュニティ・スクール、識字力、そして進路指導と、四つにわたって質問をさせていただきます。

安全マップ等の改善・拡大・進化について、子どもたちの安全教育ということで質問させていただきます。

防災もそうでありまして、この安全教育、自分の身は自分で守るのが基本であります。また、周辺の支援を使ってみんなで助け合って、危険を察知し、排除し、そしてそこを避けていくということ、こういったことは当たり前のことだというふうに思います。

しかし、この通学路をはじめ、危険箇所は様々なところにあるわけでありまして、これを共同で見える化し、本人、家庭、学校、そして地域、この地域というのは住んでいる人だけじゃなくて、会社などを運営している事業所も含むものというふうに考えると、いろいろございます。

これが各学齢期、学年を問わず、しっかりと行われていることが極めて重要というふうに思っております。当時、喜多山児童生徒担当部長が課長でいらっしゃる時代に、この学校教育、安全教育を私のほうで問合せをさせていただいて、当時はまだ地域の安全マップというものが、やれているところとやれていないところ、学校が様々なところとやれていないところも含めてではあります。そういう状況の中で、更新も

していない、学校にシェアしていないといったところもあり、しかし一方で、非常に先進的な取組をしているようなところもございました。私は当時、この市立学校における安全マップ等の作成などを通じて、安全教育に一層力を入れていくと、このようにそちらからも答弁があったところがございます。

しかしながら、私の地元のほうの、北区内のある学校でございますけれども、いろいろとご指摘もいただいた中で、改善していただいた事例が先日ございました。

そういう中で、校区内のヒヤリ箇所ということで、ヒヤリマップというものを、保護者とアンケート結果を共有したり、児童へは学習指導を繰り返すなどして作っていただいた経緯もあって、効果も出てきているところというふうに思います。

そこで、当時からどのように変わってきたか確認したいと思っております。

安全マップ等を活用した安全教育について、これまで各学校においてどのように取り組んできているのか伺います。

●喜多山児童生徒担当部長 安全マップ等による安全教育の取組状況についてでございますが、子どもが自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身につけるに当たって、安全マップ等を活用することは、危険箇所を俯瞰的に理解することができることから、有効な手段であると認識しております。

このため、全ての小学校において、様々な場面でその目的に合った安全に関するマップを作成・活用して、安全教育の取組を進めてきているところでございます。

一例としましては、小学校3年生の総合的な学習の時間において、児童が地域住民と一緒に校区を歩き、見つけた危険箇所を通学路の安全マップに記し、校内の他学年の児童にも啓発する取組、また、別の例では、本市の雪対策室と連携し、雪山で道幅が狭かったり、つららが落ちてきたりす

るなどの冬特有の危険について、児童が調査した内容を、区の土木センター職員が通学路マップにまとめ、スクールゾーン実行委員会を通して地域にも周知し、地域の安全確保につなげる取組、加えて、PTAが主体となって安全マップを作成する取組など、これまで各校の実態、地域の実情等に応じまして、様々な安全マップ等を活用し、児童生徒に安全に関する資質・能力を育ててきているところでございます。

●伴 良隆委員 ありがとうございます。ポイントとしては、全ての学校でといったところと、取組もいろんな更新も含めてシェアもしていると、関係機関ともいろいろとコミュニケーションを取っていただいているという確認でした。

学校によっていろんなオリジナルがあつていいと思います。地図を作ればいいというものではないということもございます。そういう意味ではオリジナルがあつてもいいと思いますし、例えば、歴史的な散歩道とか街道なんかも載せていただいたり、名称を載せていただいたりしている、あるいは大学生と研究したりというような学校もあるわけでございます。いずれも常に見直しし、シェアして意識を持っていただく、この不断で地道な取組が大事でありまして、やっていますというふうに言い張られても困るわけでございます。

そこで、確認ではありますが、安全教育については教育委員会が責任を持って、各学校の実施状況を適切に把握していくべきと考えます。教育委員会としてどのように安全マップ等を活用した安全教育を推進していくのか伺います。

●喜多山児童生徒担当部長 今後の安全教育の推進についてでございます。

教育委員会といたしましては、今般、災害の多様化・甚大化が見られることから、各校に作成を義務づけております学校安全計画や危機管理マニュアルについて、年度ごとに評価・見直しを行いまして、より実効性のある取組がなされるよう、安全教育・安全管理等の充実に努めているところでございます。

これまで安全・安心な学校づくりに向けた研究開発事業を実施し、安全マップづくりに関する実践事例や、防災教育モデルカリキュラムを周知するなど、各校における具体的な活用と計画的な実施について取り組んできているところでございます。

また、現在、本市で導入が進んでいるコミュニティ・スクールの取組としまして、生徒が作成した安全マップを基に、生徒と教職員、保護者、町内会などの方々が、地域の安全について互いの思いや願いを話し合う実践などもございまして、学校と地域が連携・協働する活動も広がってきているところでございます。

子どもたちの安全・安心に向けては、学校のみならず、地域全体で体制づくりを進めることが重要であることから、今後もより一層、児童生徒が安全・安心に過ごすことができるよう、学校、家庭、地域、社会が一体となった地域ぐるみの取組を進めてまいります。

●伴 良隆委員 地域ぐるみの取組ということもお話がありました。確実に充実と充足というものが行われていることを確認させていただきました。

八街市では、事業所さんの車が子どもたちに突っ込んで死傷事故が起きたといったこともございました。当初から申しているとおおり、地域の中にも漏れがないように、学年の中にも漏れがないように、しっかりと万全を尽くすような、そういった安全教育を引き続き頑張っていたいただきたいと思います。

それでは、次は、コミュニティ・スクール拡充に向けた現状課題について、地域とともにある学校づくりということで質問させていただきます。

私のほうの事例としましては、どちらかということ、先ほどの山田一郎委員の、学校内行事というところも含むものでありますが、どちらかということ、学校外の地域、学校の外の地域、行事を中心に論じたいと存じます。

学校だけではなくて、この地域全体で子どもを

育む体制の構築、これは言わずもがな不可欠でございます。コミュニティ・スクールは、学校運営に地域住民や保護者が参画し、学校と地域が連携・協働して、未来を担う子どもたちを育むための仕組みでございます。

そこで質問であります、これまでのコミュニティ・スクールの導入状況を伺います。

●佐藤学校教育部長 コミュニティ・スクールの導入状況についてお答えいたします。

教育委員会では、令和6年度から、近隣の小中学校で構成するパートナー校区ごとに、学校運営協議会を設置したコミュニティ・スクールを導入してまいりました。導入2年目となる今年度までに、34パートナー校区106校及び一つの幼稚園でコミュニティ・スクールが導入されており、来年度はさらに35パートナー校区113校の学校が導入予定で、現在準備を進めているところでございます。

教育委員会といたしましては、今後もこの仕組みの狙いや意義などを丁寧に周知しながら、令和10年度までに、全ての学校にコミュニティ・スクールを導入してまいります。

●伴 良隆委員 これからのコミュニティ・スクールの拡大につきましてのご答弁がございました。

先ほど山田一郎委員のご指摘、全くそのとおりでございます。それで、私のほうは、学校外の行事ということ、行事といってもいろんな祭典も含めてでございますけれども、いろんな企画、イベントがあります。コロナ禍、新型コロナウイルス感染症が席卷する前までは、一定程度、各学校さん、いろいろとその地域にもよりますけれども、学校長、それから教頭先生、各教員の方々も、比較的積極的に参加されていたと私は思っております。

しかし、コロナ禍を越えた後に、そもそも地域でそういう企画が減ったということも一部ありますけれども、この企画の数とともに、大きさも取り戻してきているにもかかわらず、出席者の名前

が読み上げられると、学校の先生がいないといったことが多々ございます。いろんな学校の忙しさも事情もあろうかと思えますけれども、先ほどの山田一郎委員のお話と同じように、学校外の行事、つまり地域の行事ですね、子どもたちも参加しているのもありますけれども、やはり地域で一緒になってというコミュニティ・スクールの概念があるにもかかわらず、そういった機会が減少しているということが本当なのであれば、誠に残念でございます。コロナ禍が明け、そういった信頼関係といったことにも通じるようなこの機会を再構築しなければいけないというふうに思っているところでございます。

もし、先ほど佐藤部長のご答弁がありましたけれども、札幌市のこのコミュニティ・スクール、拡大していくというふうにおっしゃいますけれども、数だけ拡大していくということではなりません。形骸化しないためにも、お答えいただきたいと思いますが、コミュニティ・スクールが一層充実した取組、仕組みとなるような、地域と学校の関係性の現状をどのように捉え、また、今後どのようにしていくおつもりか伺います。

●佐藤学校教育部長 学校と地域の関係づくりについてお答えいたします。

学校運営協議会には、地域、保護者、関係機関など、様々な立場の地域の方々が、未来を担う子どもたちの育ちを支えたいとの熱意を持って、委員として参画いただいております。

コロナ禍の影響で希薄化した関係性を再構築し、学校と地域が協働して子どもを育むためには、学校運営協議会も含めた学校内外の様々な場面で、子どもの育ちを中心として対話を深めるとともに、学校と地域が協働して子どもの成長を支える機会を充実していくことが重要と認識しております。

教育委員会といたしましては、今後、行事ですとか防災教育、キャリア教育などの視点から、学校と地域が協働していくことで、高い教育効果につながるモデルケースを学校とともに創出し、全

市へ積極的に普及啓発するなど、地域とともにある学校づくりに全力で取り組んでまいります。

●伴 良隆委員 地域とともにというお話、この言葉が必ず今後実態として充足されるということは、きちんと今後地元で確認させていただきたいというふうに思っております。委員の皆さんもぜひ見ていただきたいというふうに思います。

出席すればいいというものではないんですけど、やはり私が言いたいのは、顔が見える関係。私どもも地域行事を毎日やっているわけじゃございませんので、いろんな行事がある中で、そこに顔を出していただいて、そしてコミュニケーションを取ってほしいと。顔が見える関係でいてほしいと。いいことも課題も共有しながら、これは多分コミュニティ・スクールという言葉に代表されると思います。

一方で、学校も非常に忙しいというふうにも言われます。この前、和田勝也委員が、子ども未来局の質疑で、保育園に関する事で、様々なクレームも含めて、非常に現場も苦しんでいるというお話がありました。

この前には、教育委員会に私も質問させていただきましたけれども、親御さん等々、地域からも非常に厳しい声とともに、ちょっと関連がないような、行き過ぎた、そういった問合せもあるやに聞いております。

スクールロイヤーとまでは言いませんけれども、私が当初申し上げたとおり、これは学校だけじゃなくて保育園もそうですけれども、やはり学校側への問合せに関しましては、今後やはり第三者機関を使いながら、学校の先生たちがそれに、保育士もそうですけれども、本来の教育や養育の業務に専念ができるように、ぜひここはかじを切っていただきたいということを強く指摘させていただきたいというふうに思います。

一方で、地域行事はいつもやっているわけじゃございませんので、校長先生がいなかったら、どなたか代理でも結構ですから、ぜひ来ていただいて、時々いろいろと厳しい声もお互い出るかもし

れませんけれども、学校で執り行えないようなことは、地域でもシェアしなきゃいけないし、地域も学校がこれだけしっかりやっていただいているということも分かっていたかなきゃいけないこともあるわけですね。ぜひ、そこは顔が見える関係、そして意思疎通ができる関係、そしてお互いで子どもを育てる関係をつくっていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次は、識字力でございます。

識字力といいますと、識字の能力を示すわけですが、我々の固有の言語は日本語でございます。日本語に関しましては、文字としては平仮名、そして片仮名、そして外来ではありますけれども漢字、そして和製英語といったことなどがあろうかというふうに思います。

日本のこの国の言葉、いわゆる国語は、国が国としてなし、日本人が日本人であることの証左でございます。固有の言語、そして一般的には通貨、そして文化、慣習ということを守り抜かなければ、国が滅びるといった歴史もございます。

日本には俳句や詩というものが、ポエムがありますね。また、敬語、尊敬語から謙遜語、丁寧語と言われますけれども、こういった固有のものもございまして、言葉には意味があるということで、言霊といった言葉もあるわけでありまして。

日本語の文字や識字力は、教科である国語の能力だけでなく、その他の教科においても読み解く力ということで非常に重要でありまして、我が国においては資源は少ないとは言いませんけれども、そんなことはなくて人という人材がたくさんあるわけありますから、そういった読み解く力、これは極めて重要でございます。

今日、デジタル化や映像化といったものが進んでいます。これはすばらしいことだというふうに思います。利便性や速達性、そして視認性といったことは、今後もさらに期待されるというふうにも思いますし、AIもまた、その評価をされるものだというふうに思います。

一方で、文字ということに関しましては、紙も含めて識字や識字力といったことに対して、こういった能力に対して、デジタルの悪影響が叫ばれているところでもございます。

紙に関して言えば、例えば学習においては、紙の教科書であるからページを自由自在に瞬時に行き来できたり、例えば情報収集においては図書館や本屋さんなどの膨大な配架陳列から探し当て、新たな発見ができたりもするといったことがございます。

よって、今後はいかにデジタルの技術を生かしながら、識字力を維持・向上するとともに、我々固有の日本語文化をしっかりと守り、継承していくことができるのか、信念を持った工夫と試行錯誤が各現場で求められているところがございます。

そこで、紙の本を公共として広く取り扱う図書館行政と、主に将来を担う子どもたちを公共として育てる教育行政の双方に伺ってまいりたいと思います。識字力を守る図書館行政と学校教育のこれからについて伺います。

それでは、質問であります。文字や紙の本といった文化を継承していくために、図書館行政としてどのように取り組むのか、前田図書館長に伺います。

**●前田中央図書館長** 文字や紙の本といった文化を継承していくための図書館行政としての取組についてでございますが、紙の本は読みやすかったり記憶に定着しやすいという声が多く、このような本を多く配架している図書館は、視覚に訴える魅力的な棚や企画展示等を通じまして、利用者と本との出会いを促すという面で、重要な役割を果たしているものと認識しております。

また、紙の本を直接手に取れる環境を提供し、紙の本の持つ特性や価値を生かしながら、子どもから大人が自主的な読書活動を継続していくことを促す取組が求められております。

こうした読書活動を推進していくため、あらゆる世代の多様な読書ニーズを満たす幅広い分野の図書の収集や提供に努めているほか、社会の関心

の高いテーマで講演会やセミナーを開催し、市民の来館を促すとともに、関連する企画展示により、本を手に取りやすい場を創出しております。

さらに、子どもたちには、読み聞かせ会など各種イベントの開催により、読書の楽しさを知ってもらうほか、小中学校の施設見学の受入れや、学校向けの団体貸出しにより、幅広い興味や関心に応えるなど、将来にわたって読書が習慣となるような取組を充実してまいります。

**●伴 良隆委員** 図書館内のことも大事ですし、今お話がありました、アウトリーチも頑張っていたきたいというふうに思います。

さっぽろ読書・図書館プラン2022、本当はもっと図書館2025の前のほうに据えて、図書館行政のほうに入ってほしいなというふうに思いますけれども、これに書いてありますが、地域の教育力が低下しているというふうに書いてございます。それから、比較的若い世代の読書量には減少傾向が見られると。もって、この社会の構造の変化、情報化、グローバル化といった人々の活動の変化の中においても、従来の図書館業務ばかりにとらわれるのではなくて、様々な変化に対して広い視野を持ち、その都度柔軟に対応しながら図書館政策を考えていくことは必要であるとともに、各種の取組やニーズを持つ全ての人々が享受できることが求められるというふうにあります。

生涯学習推進構想もございませうけれども、これ、図書館行政も大事ですが、図書館行政として、ぜひこの識字、識字力と、そして紙の文化ということ、ぜひ強く発信していただいて、いろんな取組を積極的にやっていただきたいと思います。

それでは、学校教育に移りたいと思います。

学校教育は冒頭申し上げたとおり、当時コロナ禍においては、端末、PC、タブレットをとにかく早く入れるだけ入れよう、使えるだけ使おうといった時代でありました。コロナ禍が落ち着いてきました。次は、使えるときに必要なだけ工夫してしっかり使おうという時代に、私は入っていると存じます。

今、中央教育審議会、国のほうがデジタル教科書が紙と同様に教科書として位置づけられる方向性を示されたところがございます。まだまだ議論はあろうかと思いますが、一方で、手で紙に書くことや、紙媒体の図書で読むことの学びのよさも引き続き大切にしていけるべき要素でございます。

また、使い過ぎや情報収集の在り方、こういったことにも警鐘が鳴らされているところでもございます。健康や健やかな成長といったところでもございます。

この端末導入から約4年が経過した今、ここで、いま一度立ち止まってICT活用の今後の方向性、これは現場としてしっかりと考えていくべき時期に入ったというふうに私は思っております。

そこで質問ですが、授業におけるICT活用の現状に対する認識、今後も含めたことでありますが、認識を伺います。

●佐藤学校教育部長 授業におけるICTの活用についてお答えいたします。

1人1台端末を導入してから4年が経過しまして、札幌市の市立学校においては、以前の、まずは使ってみるという段階から、現在は、いかに効果的に使うかという段階へと移行してきているところがございます。

これからは、子どもがICTを効果的に活用して、主体的に情報を集めるとともに、そこから何が重要かを考え、様々な人と協働しながら、新たな価値を創造していくような情報活用能力を高めることが、とりわけ重要であると考えております。

また、これを機に、これまでの教育で大きな効果を生み出してきた紙媒体を用いた学習について、子どもの発達の段階や教科の特性などを踏まえて見直しを図ったり、さらに発展させたりすることも重要であると考えております。

教育委員会といたしましては、子どもがデジタルと紙のそれぞれのよさを理解し、目的に応じて選択したり、自分自身の解決方法に応じて組み合

わせたりしながら活用していく力を系統的に育む教育の実現が求められていると認識しております。

●伴 良隆委員 一旦立ち止まってということでございますので、振り返りと現在状況、そして、やや今後ということでお話がありました。一旦立ち止まっていたいただいた答弁だというふうに思っています。

デジタルも、もちろん紙も、両方大事でありますし、ただ、大事なことは読み解く力というふうに思います。この辺りを、教育委員会とともに現場サイドが、うまくこのデジタルと向き合っていく、しっかりと守るべきは守っていくといったことを徹底していただきたいというふうに要望させていただきます。

それでは次が最後になりますが、子どもの将来を尊重した広域的な進路指導と進路選択でございます。最後、非常に大きな分野になりますので、山根教育長にご答弁を求めたいというふうに考えております。

さて、子どもの可能性は無限大でございます。しかしながら、札幌市教育委員会となりますと、その境界線、市域はなかなか越えたいところも、越えられないところもございます。

せんだって総務委員会で、都市計画マスタープラン、都市計画担当局長に、市域を越えたまちづくりは極めて重要ということで、そのように答弁していただいたところがございます。何でもかんでも風呂敷を広げればいいというものではありませんけれども、教育においても、これは普遍的なものでありますし、面的に限ってはいけないわけでございます。

私も道内外の各高校さん、まだ一部であります。いろいろと見させていただいたり、本音も聞かせていただきました。札幌に対するラブコールも聞きました。そういった中で、札幌の子たちが今後お世話になるのは、札幌市内だけではなくて、市教委、道教委とありますけれども、札幌市外、そして道内地方、または北海道を越えていく

と、本市を越えてもいいんですけれども、そういった意味として、私はもっと広く、この子たちの背中を押してあげたいなというふうに思っているところでございます。

ひいては、札幌の子どもたちが各地方の特色ある高校に行かれたり、あるいは、そこからいろんな学びがあって、活躍して、この札幌に戻ってきて活躍する場合もあり、また、そのまま居着いてもよし、そして札幌に戻ってきた後、また飛躍して行って、その地方にお世話になったところで骨を埋めてもよしというふうな、広い心を持って、私はこの子たちに向き合っていくべきではないかなというふうに思っているところでございます。その子たちは、よく理系人材の流出とかと言われるかもしれませんが、私は、それは一時的なものでありまして、経済観光局にも質問して、介護などの機会を捉えて、我がふるさと札幌に戻ってきてくれればいいかなという思いもございます。かわいい何とかには修行させよという言葉もございますけれども、その子たちは必ず、修行したり、旅に出て、いろんな経験をして成長していくものと。戻ってこなくても札幌を愛しているというふうなことで、シティプロモーション、シティセールスをしっかりしてくれるというふうに思っているところでございます。

そこで質問であります。札幌市立中学校における進路指導、主に中学3年生ということにもなりますけれども、この札幌市の市立中学校の進路指導においては、様々な情報を生徒がどのように知り得ているのか、現状を伺います。

●佐藤学校教育部長 市立中学校におきましては、中学生が将来の夢の実現や目標の達成に向け、自己の進路を見定めていくことができるよう、子どもの発達段階を踏まえた系統的な進路指導をきめ細かに実施しているところでございます。

この中で、進学先に関する情報につきましては、市内を含む石狩学区内の高等学校の情報を取りまとめた資料を、6月頃に全ての中学3年生に

配付するとともに、各校の進路に係るガイダンスや個人面談などの機会において周知を行っているところでございます。

また、石狩学区以外の学校につきましては、中学校に送付される学校説明会等の案内ですとか、高等学校の教職員が直接来校した際に受ける説明などを通じて情報を集めまして、必要に応じて生徒や保護者に提供しているところでございます。

●伴 良隆委員 石狩管内というふうなお話がありましたけれども、必要に応じて提供しているという言葉、これも一つ基本でありますけれども、それだけで本当にいいのかなというふうに思いますね。やはりその情報の取捨選択は、家庭や子どもがすべきものと思いますけれども、例えば、私は奥尻高校も行かせていただきましたけれども、彼らはスキューバダイビングの資格をしっかりと取れて、海難救助ということで、海上保安庁にも入るといふことの資格も取れるわけがあります。

また、天売島、焼尻島にも行きましたけれども、ここにおいては、我が札幌市の子どもたちの中で、具体的な大学名は控えますが、非常に優秀と言われる大学の水産学部を目指して、日々海辺で勉強しているといったこともございます。

ほかにもいろいろな特色ある高校さんがあります。もちろん生徒が欲しいという気持ちで必死になっているところもあるんだと思いますけれども、子どもたちにとってみれば、様々な積極的な可能性、気づきがあるかもしれません。学びの選択です。

それからもう一つは、いろいろと課題を抱えていらっしゃるお子さん、集団行動がなかなかできないというお子さんにとってみれば、そういう地方の高校の学級数は比較的少ないわけですので、先生と向き合って、例えば、伴君とか、それから小須田君とか、そういったことを言われながら過ごす毎日ということでもありますので、やはり温かく見守ってもらえるといったところもございます。

いろいろな積極的な学びの支援という意味では、今後、先ほど必要に応じて提供しているというお話がありましたけれども、やはり全ての生徒の将来の可能性を広げていくような、まずは情報をしっかりと提供するような仕組み、つまり、様々な教育委員会を飛び越えていくような、それぐらいの積極性を、札幌側からラブコールを送っていただけるような仕組みは、私は必要だというふうに考えます。

そこで伺いますが、生徒が多様な選択肢を得るために、札幌市としてどのように取り組んでいくのか伺います。

●佐藤学校教育部長 多様な進路情報を提供する取組についてでございますが、中学生が進路を検討するに当たっては、石狩学区にとどまらず、道内の高等学校の特色ある教育について情報を得ることは、生徒の可能性を広げる上で、教育的意義があるものと認識しております。

このため、今年度から、道立高等学校の教育活動に関する資料を札幌市立中学校へ配付するなど、北海道教育委員会と連携した取組を開始したところでございます。

今後、中学生に対して道内の高等学校の情報を幅広く提供していくことで、生徒が自身の現状を踏まえ、多様な選択肢の中から自らの進路を見いだすことができるよう指導の充実に努めてまいります。

●伴 良隆委員 私は、この答弁を今聞いていて、いただけるものとは思ってはおりませんでした。札幌市内の子は札幌市内にと、市立高校改革もあるので、できればうちの高校にと、これは一義的にはそうだと思いますけども、今、広い目で、温かい目で子どもたちの可能性といったものの、広がりというものを面的に答弁していただいたものというふうに思い、大歓迎したいと思えます。

実際に子どもたちが取捨選択することについては自由でありますけれども、可能性がある、つまり希望するものについては伸ばしてやって、そし

て、なかなか課題があることについても、そこをまた引き伸ばしていくといった意味では、長所、短所と言わずに、その子にとってのいい環境づくりというものは、様々にいろんな高校という場面もございます。市域を越えて、広い目で見てくださいというふうに思っております。

北海道のほうでも、問合せによると道内市町村との関係というものは、縦割り感もあって課題があるというふうに聞いているところでもございます。しかしながら、まず道都、道の都である本市自らが、北海道をはじめ各市町村に、または道外も含めてではありますがアウトリーチしていく時代だというふうに思っております。

さて、基本計画でございます。最後の質問に入りますが、山根教育長に問合せをさせていただきます。

札幌市の教育振興基本計画の中において、計画の推進と進行管理といったところで、未来を担う子どもを育み、市民一人一人が生涯にわたる学びを実践するためには、社会全体で子どもの成長と自立、市民の学びを支えていくことが必要というふうに書いてあります。こうしたことから、今後も札幌市の関係部局と組織横断的な取組を推進するとともに、国、北海道、その他関係機関等と連携協力を図っていきますというふうに書いてあります。つまり、社会全体というのは、まさに国、北海道、その他関係機関等というふうに結びつくことができるので、佐藤部長がお答えになったとおりだというふうに思います。

札幌の子たちでありますから、札幌で一番大切にしたいところでもございますけれども、札幌の子であり、北海道の子であり、国の子であるというふうなことだというふうに思います。

子どものよさ、課題はそれぞれあります。しかし、同じように指導の環境、指導方法も様々であるというふうに思います。よさを伸ばして、課題を踏まえて、この環境をたまに変えたり、成長していく姿を楽しみにしたいところでもございますし、現に札幌から結構地方の高校に行って、非常

にお世話になっていますし、すごく生き生きと活躍しているところもあるそうでございます。

そういった意味でも、その子の可能性というのは、もし埋もれていたら、ぜひ札幌市内もそうでありませうけれども、札幌市外でも引き伸ばしていただけるような、皆さん方への取組のお願いといったものもあってもいいかなというふうに思っておるところでございますが、札幌市教育委員会でありませうけれども、果たしてご答弁いただけるか、札幌市の子どもが北海道に視野を広げ、自身の可能性を伸ばすことは誠に重要だと考えますが、山根教育長、教育長としてのお立場からのご認識を伺いたいと存じます。

●山根教育長　ご質問ありがとうございます。札幌市の子どもが北海道に視野を広げ、自身の可能性を伸ばすことについてのお尋ねであります。

ご承知のとおり、札幌市では北海道の発展なくして札幌の発展はないとの考え方の下、道内他自治体との連携強化に取り組んでいるところであります。委員ご指摘の取組は、その考えにも合致するものであります。

また、札幌市で学び育った子どもが札幌はもとより北海道にも視野を広げて、次世代の担い手になっていくことは、札幌市の教育が目指す自立した札幌人の育成にもつながるものと考えております。

教育委員会では、今後とも子どもたちの学びや成長の機会を充実させて、その可能性を広げる取組に注力してまいりたいと考えております。

●伴 良隆委員　ご答弁、誠にありがとうございます。教育長としてのご答弁でありましたけれども、人づくり、普遍的な、面的にも広がったご答弁だったというふうに解釈いたします。

私が視察先からまず言われたことは、何しに来たんですかと言われました。言わば、多分警戒されていたんだと思います。教育委員会違いますのでね。私は非常に札幌の子たちがお世話になっているし、お世話になりましてということで頭を下げに行きました。それから、その子たちの状況も

聞きました。非常に評価が高いわけでありませうし、言わば、札幌の子どもたちは市内の市立高校をはじめ、市内の道教委さんとともにそこで育てられれば、これもいいことだというふうに思いつけりども、市外、区域外でも十分にやっただいてるものというふうに思いつます。

それからもう一つ、それぞれ学校さんが腹を割ってお話しいただいた、そのお伝えした言葉は子どもたちの学びの機会の確保ということだけではなくて、先ほど申したように、この子たちが将来その都市で、その町で、市町村で、いろいろと活躍して、もしかしたら交流人口だけじゃなく、定住人口にもなるかもしれないと、そういう思いつで、札幌は北海道と共存共栄で行くべきだというふうに僕は思っていますという話をすると、その市域を越えた境界線を越えた話題で、非常に話が盛り上がった記憶がございます。

今後はこういった人口減少時代でありませうけれども、人に注目した、この子どもたちのキャリア、生き方というものについても、大人の部分についても市域を越えた話題、本会議場でしっかりとさせていたきたいというふうに思っています。

●山口かずさ委員　私からは、ラーケーションについてお伺いします。

本日最後の質問ということと、代表質問で二度取り上げて、もう皆さんご存じかと思いつますので、今回は端的に質問します。

子どもの学び、ラーニング、保護者の休暇、バケーション、子どもたちが保護者や家族と一緒に、平日に学校外で体験や探究の学びを行うことを目的としたラーケーションについては、今定例会において、私から代表質問、さらには再質問をして導入に向けた市長のリーダーシップを求めましたが、今後、既に制度を導入している自治体の具体的な成果や運営上の課題について情報収集するなどして、必要性について検討していくとのことで、第1回定例市議会代表質問の答弁から、検討していくの前の慎重という言葉が取れたにすぎ

ず、相変わらず慎重な姿勢が変わらない答弁でした。そもそも、制度を導入している自治体の具体的な成果や運営上の課題についての情報収集は、半年間もあれば十分に行えたのではないのでしょうか。

愛知県が先駆的に導入して以降、茨城県、山口県など、全国でその取組が広がりを見せており、経済界からも観光需要の平準化や地域活性化につながるものとして期待が寄せられており、札幌市においても全国の自治体に後れを取ることなく、ラーケーションを導入していくべきと考えます。

そこで質問です。改めてラーケーションの意義をどう認識しているのか、そして、この間の検討状況についてもお伺いします。

●佐藤学校教育部長 ラーケーションの意義と検討状況についてであります。

子どもの健やかな成長にとって、学校での学びだけではなく、家庭における保護者との対話や体験を通じて学ぶ機会があることは大切であるというふうに認識しております。

これまでの検討状況といたしましては、川崎市ですとか茨城県などの先行自治体に、制度導入の経緯や成果、課題等の聞き取りを行うなど、実情把握を進めているところでございます。

●山口かずさ委員 教育委員会が先行して実施している市町村に聞き取り調査などを行っていることを承知しましたが、先ほども指摘したように、スピード感に欠けていると言わざるを得ません。

私が視察を行った愛知県では、ラーケーションを導入して既に2年が経過していますが、担当者のラーケーションを実施しない理由がない、学びのない旅がないという言葉に象徴されるように、市民生活や学校現場に大きな混乱はなく、制度が導入され、安定しつつあるとのことでした。

私としては、札幌市でラーケーションを導入しても、愛知県などと同様に大きな混乱は起きないのではないかと考えてはいますが、導入した際に想定される効果や懸念について想定し、十分に検

討していくことは大切なことです。

そこで質問です。現段階でラーケーション導入における効果や懸念をどのように考えているのかお伺いします。

●佐藤学校教育部長 ラーケーション導入による効果や懸念についてであります。

家族との体験を通じて学ぶ機会は、子どもの知的好奇心や探究心を育む機会であり、制度の導入により、休みを取りやすくなる効果が見込まれると受け止めております。

懸念としましては、制度を利用した子どもが登校しない日も通常の授業等の教育活動は継続するため、子どもや保護者が学校における学びの遅れを不安に感じることなどが考えられるかと思えます。

また、学校においては、家庭が制度を利用する際の事務手続の増加が考えられるほか、例えば、飛び石連休などの特定の時期に多くの子どもが登校しないことで、授業計画の急な変更が生じることなど、様々懸念されるところかと考えております。

●山口かずさ委員 先日の代表質問では、教育長から、北海道の動向も踏まえ、子どもたちのよりよい教育現場、教育環境づくりを進めてまいるとの答弁がありました。

愛知県では、県として2023年9月にラーケーションを導入しましたが、県内の政令指定都市である名古屋市は導入しておらず、同じ県内でありながら、県民は制度を利用できるかどうか居住地によって分かれるという大変残念な状況が生じています。

このような地域間での制度の格差を避けるためにも、もっと言うなら、愛知県と名古屋市のようになってしまわないように、札幌市と北海道との対話が、本市の導入判断において極めて重要だと考えています。また、北海道との連携に加えて、先行自治体から制度導入に当たり、直面した課題や事例などから具体を学んでいくことも必要です。

札幌市がラーケーションの導入を検討の域から一歩進めて、施策として実現しようとするためには、北海道や他都市との能動的な連携体制の構築が必要です。

そこで質問です。ラーケーションの導入検討を進めるに当たり、北海道との連携や制度を導入している自治体からの情報収集について、今後の見通しをお伺いします。

●佐藤学校教育部長 北海道との連携や他自治体の情報収集に関する今後の見通しについてでございます。

今後は北海道におけるラーケーションを含めた休み方改革の検討状況についても注視しつつ、検討を進めてまいります。

また、新たに制度を導入した熊本市や青森市からも、具体的な手法や導入に当たっての学校現場からの声などの情報収集を行っていく予定でございます。

●山口かずさ委員 北海道の連携についてしっかりと対応していただくよう強く求めます。

ラーケーションの導入に向けて、北海道では知事が家族時間の増加や保護者の方々の休暇取得における休み方改革の推進が期待される、道としては、引き続き、道教委と連携しながら子どもたちのよりよい学びの環境づくりに向けて取り組むとして、教育長も、子どもたちのよりよい学びにつながるよう、引き続き知事部局と連携し、休み方改革に取り組むと述べ、まさに知事部局と道教委が一体となって、導入に向けて取組を進めています。

札幌市においても、北海道同様、市長部局と教育委員会が連携を深めて、休み方改革におけるラーケーション導入に向けた取組を着実に進めていただきたいということを強く要望して、私からの質問を終わります。

●松原淳二委員長 以上で、第1項 教育委員会費等の質疑を終了いたします。

以上をもちまして、議案第1号中関係分の質疑を終了いたします。

次回の委員会ですが、10月29日水曜日午後1時から、討論及び採決を行いますので、定刻までにご参集ください。

本日は、これをもちまして散会いたします。

---

散 会 午後5時28分